
平成25年 第8回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成25年12月10日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成25年12月10日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 議案に対する質疑
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 議案に対する質疑
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君
書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政室長 ————— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ——— 矢 吹 隆 君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明 君 町民生活課長 ——— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 — 福 田 範 史君
病院事務部長 ——— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ——— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ——— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ——— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、三鴨義文君、3 番、米澤睦雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず初めに、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） おはようございます。6番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、1項目の質問をさせていただきます。

それでは、災害復興に対する考え方について伺います。本町では、平成12年に、鳥取県西部地震に見舞われたのを初めとして、近年では、たび重なる集中豪雨による農地や道路、家屋の被害が発生するなど、以前言われていた災害空白地帯がうそのような、災害頻発地域とも言える状況となっております。そのような状況に対応して、本年発生した南西伯地域を中心とした水害による農地災害の復旧では、それまで災害復旧の対象とはならなかった小規模災害に対する町単独の復旧支援制度が創設されるなど、被災地の生活再建のための新たな取り組みも始められております。災害発生に際し、損なわれた施設などをもとどおりに修復するという、単なる原状復旧にとどまらず、より災害に強く、地域活力を向上させることにつながるような観点からの災害復興が必要と考えます。

そこでお尋ねします。まず、ただいま申し上げたような災害復旧だけでなく、災害復興の観点が必要ではないかとの質問に対する総合的な所見をお尋ねします。

次に、災害復旧や災害復興に当たっては、防災対策等も含めた復旧、復興のあり方や進め方についての復興指針をあらかじめ定めておく必要があると考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

災害復興に対する考え方ということでございます。総合的な所見を問うとの御質問でございますが、災害復興について、さきの東日本の大震災のような大きな災害を受けたときに被災からの

復旧を進めていくに当たり、原形に戻していくのではなく、地域のよりよいあり方を決定しながら新しいまちづくりを視点に入れた復旧をしていくという意味合いが強いものであると思います。実質的に、被災の程度により判断が分かれるところだと思いますけれども、復旧に当たっては現状の地域でのコミュニティーや現有資産の保全などの権利的なものが絡み合ってくることから、基本的には原形復旧が主体となるものであります。

しかしながら、全ての災害において原状復旧を目指すのは、決して進む方向であるとは言えません。物理的に従来が状況が破壊され、そこに至る基盤がなくなったり、また、その後においても被災の心配があったりする状況においては、復興という視点で、より安全で、機能的にも高い生活基盤をつくるように対応していく必要があります。このことから、議員の言われます災害復興についての考え方に同感であります。

現在の災害復旧補助制度においては、地域の利便性や安全安心の視点を入れた復興の視点を持った考え方が加わってきており、一例を挙げてみますと、町道災害において改良法線に合わせた復旧を行ったものがございます。また、ことし7月の大雨による★牛地内の寺谷川の河川災害においては一定災という扱いで、原形復旧ではなく、被災箇所以外も含めた基盤改良をして、かつ地元負担もほとんど不要という特別な扱いで行うことができるようになりました。私もこのたびの災害査定において、町長として初めて事前に査定官と意見交換を行いました。そのときに一定災の要請をいたしましたところ、査定官も、原形復旧にこだわり被災箇所が再度増破するようなことがあっては国土強靱化にならないので、積極的に災害関連事業で改良計画を入れてほしいし、国も応援していく方針であるとの意見をいただきました。今後も機会を捉えてこのような対応を積極的にとっていきたいと考えているところです。

次に、災害復旧、復興に当たり、防災対策を含め事前に復興指針を定めておく必要があるのではないかと質問でございます。南部町防災計画第3編第2章に、災害復興計画の項目を設けております。この中で復興に係る基本方針として、災害復興本部会議等の審議を得て、できるだけ早期に策定し公表するとしており、災害規模が広範囲、かつ大規模に発生した場合には、復興計画を策定し、まちづくりを視点に入れた復興に向けて取り組んでいくこととしています。復興計画の策定については、地域の特性もあり、減災の視点、地域における暮らしの再生の視点から新たなまちづくりを考えていかなければなりません。これには、自然条件を的確に把握すること、計画の策定については専門的なアドバイスをいただける仕組みや地域、住民の意向が反映できる仕組み、財源の確保などが必要となってまいります。さきに申しあげましたように、被災状況を勘案しながら、必要性に応じて取り組んでいくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

げます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 答弁ありがとうございました。

災害復旧というのは、原状に復するというので、私も明確なところは余り認識がなかったんですが、どうも公的な施設を旧に復するというのが災害復旧ということの定義だというふうに物の本には載っておりました。それに準じて個人の財産、田んぼとか家屋とか、そういうものももとに戻していくということらしいんですが、反対に復興ということについては、結構口では復興、復興というふうに私たちも軽く使っているんですけども、なかなか復興の定義、どうすることが復興なのかということについては、あんまり明確な答えを私たちも持ってなかったような気がしますし、あらわされてなかったような気がします。

町の地域防災計画の中にも復興というところ、先ほど御答弁いただいた中にも出てまいりましたが、そこも、確かに復興というところはあるのはあるんですけども、どういったことをするのが復興なのかといったようなことについてはあんまり明確じゃないというようなふうに読ませていただきました。この復興ということについて、今すぐこれだということは言えないかもしれませんが、一定の考えがありましたらお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

先ほど町長の答弁でもお答えしましたが、やはり復旧といいますのは、先ほど議員言われましたように原形に復するということだと思います。もとあった状態を、とに戻すことが復旧であると思っております。やはり復興はそれにプラスして、プラスアルファがあると思ってもらいたいんじゃないかと思いますが、もとへ戻すだけじゃなくてその先も含めて、住民の生活とか、あるいは安全面、そういうものを含めながら、あるいは大きな災害であればまちづくりそのものを考えていくような形。ですから一つのものをつくっていくような格好になるんじゃないかと私は思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今、総務課長にお答えをいただきましたように、生活を再建をしていく、なおかつ、よりよい地域にしていくといったような意味が、私どもも漠然として含まれているのかなというふうには感じているわけです。災害復興計画等々、今出ておりますものを調べてみましても、かなり大きな、今回の東日本の大震災ですとか、以前、非常に多大な被害をもたらした阪神・淡路大震災とか、そういう大規模なもの、町自体をもうつくり直していくような

ものについての復興計画というものが出てくるのが一般的だと思います。

ただ、今回の上長田のほうの水害とか、そういうことを見ておりますと、そういう小さい災害でもやはり復興という観点が必要ではないのかなという気がします。まちづくり、地域づくりを考えていく上で、それぞれ目標を持った地域づくりの計画というもの、これは明文化されていようがいまいが、それぞれ持っておられたりつくっておられたりということで、そこに向かって地域住民も行政も一緒になって努力をしているわけなんですけれども、災害が発生したことによって大きなダメージを受けて、その目標点に到達できないという事態も発生するんだなと、するんだらうなというふうに私は災害を見ていて思いました。その小さな災害に対する復興という視点で捉えたときに、役場としてどういうことが必要なのかなという、これはふだん考えていらっしゃるのかどうなのかちょっとわからないところではあるんですけれども、私は役場としてその力を発揮していただきたいというふうに思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 先ほど議員さんの言われましたように、必要なことだろうと思っております。先ほど答弁でもいたしました、一つの中には、答弁も先ほど申しましたように、例えば道路の改良をあわせて行うとか、やっぱり小さい災害になりますと、その地域全体というそのものを変えるわけにはいきませんので、あくまでその直すところを含めながら、そこにあるものをつけていく。何といいますか、災害関連事業の関係ですかね、そういうものを、通常例えばここに修繕、修理というものが必要、道路改良が必要であれば、そのときに合わせてそういうものやっていくとかいうようなことが考えられるんじゃないかと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 地域づくりの計画として考えられますことは、産業振興、特産品づくりですとか、生きがいつくりも含めた共同作業ですとか、文化の伝承ですとか、いろんなことが取り組まれておりますが、この災害が発生することでそういったものに悪影響が及ぼされるということは十分考えられると思います。そのときに、そういった本来目指してた、やりたかったことができない状態が発生をしたという地域に対しては、従来から予定されていたような支援策だけでは多分不十分なんだらうなというふうに思います。上乘せをして、さらに目的が遠くなった状態のところを追いついていくようなバックアップの施策というものも必要になってくると思います。私が壇上の質問から、支援に関しての計画ですね、復興に対する計画をあらかじめ策定が必要だと思うがどうかといったところは、このあたりも多分含めた支援策をあらかじめ設定をすることが必要だらうなというふうに思われますが、現在、多分、今時点では余りそういう

ことまではなっていないと思いますが、一般的なまちづくり支援を前倒しをしたり、より教育にバックアップをしたりというような、そういうことが考えられないものかどうか、たとえ大規模な災害ではなくとも、地域づくりにとってダメージがあったようなケースにそういうことが考えられないかどうかということお尋ねしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。

復興という概念を余り私どもも考えたことがありませんでしたので、議員のおっしゃられることを今、聞きながら、ああ、なるほど、そういう考え方もあるんだなというぐあいにならずにいるところでございます。

12月の4日に国土強靱化法案が参議院を通過しまして、その中に地域の、今、議員が言われたような復興の概念があるのかどうかわかりませんが、どうかこの強靱化の中に農村復興であったり、ということがたしかあったように思います。

復興はやはり点であってはならないと思います。面をつなげていけばやはり日本全体の国土の中で、こういう中山間地がどういう機能や、それからどういう、今、言われました地域を守るためにどうあるべきなのかということも含めて、成熟した今後のその社会の中での災害復旧というものが今後問われてくるんじゃないかと思います。その中に、国の計画が今後どうなるのかわかりませんが、多分明年あたりから国の方針が出て、その後、県の方針や市町村の災害に対する基本計画をまとめるようなことが出てくると思います。その中に、ぜひともそういう復興という概念があれば、ぜひ議員の言われますようなそういう、今あるものを、さらにそれ以上の将来あるべき姿を想定した災害復旧、復興というものを視点に入れた災害に対する備えや、それから復旧の考え方をその中に盛り込めればよいなというぐあいに思います。

まだ基本法がどういう流れで我々のところに届いてくるのかというのが明確ではありません。土木、建設ばかりではなくて、地域の自主的な防災、東西町のほうで一生懸命やっています、そういう地域のつながりによる防災ってということについても、この中できちんとうたうように書いてあるように思っています。そういういろいろな復興というものがあると思いますので、多面的に捉えながら対応していきたいというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） ぜひ、その検討の中には、私の今回の質問で述べたようなことも入れていただければうれしいなというふうに思います。この災害のダメージからの復興ということに関しては、当然、復旧では役場なり県なり国なりといったようなところが主体的に頑張っ

いただくというウエートが非常に大きいというふうに思いますが、地域の活力を維持したり増進したりということもあわせてということになってくると、やはりその復興の主体は地域の皆さんのほうにウエートが結構いくと、もちろん地域住民と自治体とは力を合わせながら復興には取り組まないといけないんですが、地域住民のほうのウエートが大きくなっていくというふうに考えられます。そうすると、その地域を復興に導いていく、そういった中心となる方というのが多分必要になってくるだろうなというふうに思います。

仮定の話ばかりになるかもしれませんが、そういった場合に一体どういった、主体である地域住民、その中の誰が旗振り役をして復興に向けて皆さんの力を一つにまとめ上げていったらいいというふうにお考えなものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

先ほど答弁もいたしましたけれども、その後のやりとりを聞いておまして、いささか私も思うところがあるのでお答えさせていただきますが、実は復旧と復興というのはあんまりはっきりした概念がないわけですが、私の捉えておりますのは、先ほど副町長が言いましたように、点は復旧、面は復興だというぐあいに。それから、種類がいろいろ違った、例えば津波の被災、それから地震の被災とか、種類が違ったものがありますので、それらを個別に捉えるときは復旧と言えればいいのではないかと、まとめて捉えたときには復興というぐあいに考えるいうぐあいに整理をしたときに、景山議員がお話しになる、誰が地域の復興をリードしていくのかというお話なんです。誰しも平和に暮らしておるわけですし、ある日突然被災されるわけですし、まずもとに戻りたいというのが一番あると思います、もとに戻る。そのもとに戻るときに、せっかくならここはこうしたほうがいいのではないかとというような、いわゆる地域づくりだとかまちづくりにかかわる分野ですね。みんながよくなると、公共のためにみんながよくなる。個人もよくなるといようなときに、改良計画というようなものが位置づけられるのではないかとこのように思いますが、復興は私はそのまたさらに上だと思っております、地域づくりだとかまちづくりに資するという、そういう復興を考えたときは、やっぱりそこに計画がないといけん。この地域をこうしたいという、こうすべきだという、お互いに合議のなされた計画というものを持っておらんと、なかなか万一の災害のときにはこうしょうちゅうやな話にはならないというように思っております。

ですから、例えばレッドの指定をしたりイエローの指定したりして、危険箇所ですね、そういう地域が、特に南西伯地域にたくさんありますけれども、そういう谷筋の5戸とか10戸とか固

まった地域が、災害が起きたときにあわせて集団的に移転をすると、その集落内のもっと安全なところに移転をするんだというようなことを事前に話し合っておけば、万一、土石流などが発生したときに、その計画に基づいて移転をするというようなことがあろうと思います。

ですから、これから起きる災害に対して、あらかじめ復興計画を決めておくということではなくて、地域づくりだとかまちづくりの計画を持って、万一、災害でも起きたときにはこうだよねというお互いに話をしておくというようなことを、防災の観点からはお願いをしておきたいというぐあいに今、整理をしておきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今、町長から御答弁をいただいたことについては、私もそのとおりだろうというふうに思いますし、そういった計画をつくっていただきたいというふうに思います。

大規模な、町の3分の1とか半分とかってというような大規模な災害ですと、またこれは全然話は違ってくるとは思います。小規模な災害、その復旧ではなくって復興というものは、多分まちづくりの計画の中で、災害というくくりの計画として考えるという方法もあるかもしれませんが、まちづくりの長いスパンで考えた中であり得ることに対処するべく、サブシステムのような、そういった位置づけ、まちづくり計画の中の一つに、万が一災害が起こった場合はこういうふうな対処をするといったような位置づけのほうが、もしかしたらいいのかなというような気も、今、町長のお話を聞いておりました。

災害の復興、災害からの立ち直り、そしてもっと高いところを目指していくということになれば、どういったところを目指すのか、方法はどのようなのかというのはやっぱり住民の皆さんの要望が一番重要になってくるんだろうなというふうに思います。その要望を取りまとめたり、行政との調整だとか、どういった施策を活用していくかというような、そういう取りまとめ役、調整役というのは、たまたま区長さんが全く被害に遭われていなかったりとかということになればいいんでしょうけれども、集落のかなりの部分に被害が出たということになれば、当面その災害に対処する仕事にも追われて、なおかつ復興のことにまで手が回らない。ましてや当事者になってしまうということになれば、そういった役割を果たすのは多分、まず不可能だろうというふうに思います。そうしますと、そういう復興のためのコーディネートをする役というものは、ある程度めどを立てておく、準備をしておくということが必要なんではないかなというふうに思います。現在そういう役割を担ってる方は、役場の職制の中ではいらっしゃらないのかなという気がします。そこら辺については、何かお考えがございましたら伺わせていただきたいと思いま

す。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議員言われますように、現在、役場職制の中にはそういうのはございません。ただ、先ほど町長が申しましたように、いろいろ振興区単位の地域づくり計画とかつくってもらってますね、例えばその中に今後考えてみてもらうとか、その地域の中に考えてもらうというのが必要だと思います。なかなか中心的人を事前につくっておくということは必要かもしれませんが、その方がじゃあそのときに地域に合ったものやっつけていけるかということは非常に難しいと思います。

ですから、反対に言えば、あるいはその専門的な知識を持っているような人をそういうときに相談できるような形にしといて、そこの人に入ってもらうやっつけていくような、ある程度専門的な知識がなければ難しいんじゃないかと思っております。そのときは当然、町の職員も入っていきながら、いろんな立場の入っていきながらやらないけんとは思いますが、事前に誰かを決めてという形はちょっと難しいのではないかなと私は現在思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） なかなか外部の専門家、たまたまそのときに優秀な外部の専門家を招聘することができたらそれはそれでいいんでしょうけれども、いつ起こるかわからない災害で、外部の専門家をそのとき都合よくというわけにもいかないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、地域づくり計画の一環として、その中に万が一災害が起こったときというふうに言いましたんですが、地域づくりの中で中心的な役割を果たしていただく方、ないしはそれを支援する役場のセクションなり御担当が災害復興という観点からもふだんから準備をしておかれて、万が一そういったことが起こった場合には、その復興のコーディネート役を果たすことができるような準備もぜひやっていただきたい、やっていただけんもんかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。

やはり業務をする上では、法というものがやはりベースになると思います。備えるというその概念はよくわかりました。まさにそのとおりだと思います。

ただ、もう少し具体的に、例えば町内であれば、ここから見えるその法勝寺川、将来氾濫したときに、川幅をここまで広げようと。それは右岸側か左岸側のこっち側をこう広げるんだと、と

いますと、今現在そこでお暮らしの方々や利害関係が必ず出てまいります。それをできるだけ早目にお見せするということが、確かに現在足りない視点はあると思います。

百年の計、200年の計で将来に備えるということはあって、線が書いてあっても、それはぼんやりしたところでやっているというのが今の日本の現状だと思います。それをつまびらかに今、線を入れて、もし万が一に何かあったときには、例えば陶山の家は移転ですよ。これがまさに今、森岡さんに行っていていただけますけども、東北の現状だというぐあいには聞いています。議論、具体的な考えはわかるんですけども、何で私とその犠牲にならなくちゃいけないのかと。この利害の調整というものを計画の中に入れて皆さんと御議論をしていくっていうのは、この大きな面の中でそれができるかどうかというのは、先ほど申しましたように、今後そういう法律のベースができたときに真剣に我々は考えなくちゃいけませんし、もしその法律のベースのない中で簡単にそういうことを住民の皆さんに提案していいのかどうか。レッドゾーンで、おたくはここに家を建ててますけれども、建てられるときにはもうここに建てられません。または建てるのであれば、防災機能も有した家を建ててくださいというのを今現在進めています。これについてもやはり、その法の網があるからこそこういうことが言えるんであって、法の基本がない中でうやむやにそういうことは言えないと思うんですね。ですから、全体の法だとか、必要であれば条例を制定しながら南部町の中でそういうことが、私権の制限ができるのかどうかも含めながら、今後、議論していかなくちゃいけないことじゃないかなというぐあいに思っています。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございますが、大きな話を今、副町長がしましたが、地域づくりというような観点で御質問をいただいておりますので、地域振興協議会が防災というようなことも取り組んで地域づくり計画をつくっていただいておりますから、地域の実情を非常によく御存じですから、そういう計画づくりの中にさらに踏み込んだ合意形成ができれば、そういう計画をつくっていくというようなことに当面、町政の中では進めていけばいいのではないかと。いろんな観点がありますけれども、特に奥のほうは、急傾斜の土石流のおそれを抱きながら暮らしておりますから、そういう面についてはこうだよねというようなことをお互いに話し合っていく、その役割をやっぱり私は区長さん、区長さんは1年ぐらいでおかわりになりますので、振興協議会の皆さんに腰を据えて地域に出かけて話し合いもしていただきたいし、みんなでそういう防災の意識を高めていくと。万一のときには、そういう話をしていたねということでスムーズに復旧、復興が進むのではないかと、このように思っております。

さっき言った東日本の状況を聞いてみますと、所有権との関係で、森岡参事も用地交渉の係で

仕事をしていただいておりますけれども、所有権の関係で大変だそうです。最初にそういう計画はないので仕方がないわいっておっしゃればそうかもわからんけれども、現在、行方不明、あるいはもう死亡しておられて、相続人が全国へ散在しておられるというようなことの中で、なかなかこの復興計画が進まんというのが実態になっております。

ああいう場面の場合を今、言っておられるのではないと思うのでありますけれども、やっぱりもとどおりの生活がしたい、もとのように戻りたい、それから以前よりもよくなりたいというのが住民の願いだろうと思いますから、そういう願いに応えるようなサポートですね、これを復興協議会などと相談してやっていくという考え方であります。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今、割と奥側のほうの地域のことをおっしゃったわけなんですけれども、町内全部見渡しましても、そんなに物すごく繁華なところがあるわけではなくて、大体どこのエリアも人口減少だとか、高齢化だとか、地域の維持、存続になかなか苦しんでいるところばかりです。そこで、どんと災害によってダメージを受けてその復興がうまくいかなければ、地域そのものが立ち行かなくなっていくといったようなことも、もしかしたら起こるのかなというふうな懸念を抱いております。

先ほど、町長おっしゃいましたように、東北のほうでも復興のスピードがえらい遅いと。スピード感がない復興では、本当に地域を継続して存続させることができないと。一旦切れた状態になってしまうということになると、それこそ国を挙げての大きな復興計画ならまだしも、地域の小さい、基盤の弱い地域だとなかなかもとに戻すことができなくなるといったようなことも考えられるわけです。

あらかじめ、災害が起こったときにはどういった方がその復興のコーディネーター役として出動して、地域の皆さんのサイドに立って町や県とかの交渉に当たられたり、意見を集約されたりといったような体制をあらかじめとっておくということが私は必要なのではないかなというふうに最近とみに感じております。災害に強い地域というのは、単にその防災機能が強い地域だけではなくって、災害が起こったときに立ち直る力が強いということもあわせ持った地域ではないかなというふうに感じております。そちらの方面についても早急に御検討をいただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。

やはり立ち直るためには、やはり将来に対する夢があったり、そういうものが語り合っ

ョンを共有できるということ、体制が大切だと思います。今回の議会の中でも、定住の問題だとか高齢化の問題、少子化の問題等が話されています。まさにそういうことなんだろうなと思います。少子化をどう食い止めながら高齢化に対応していくのか。地域の活力をどうやって維持していくのか。私も村の話をちょびっとしましたけれども、地域のお祭りだとか、そういうものをどうやって維持していくのかも大事な集落の問題でございます。そういうものを全体捉えながら活力という面で、やはり少子化だとか、それから結婚の問題というのは、またその辺に戻っちゃうんですけども、そういう視点でも大事なことだと思います。復興の中で、やはり若い力だとかというのは必ずや必要になると思います。

そういう面で、復興という視点だけではなくて、地域のまちづくり、元気を出すんだぞという視点で町長も新年度は少子化対策、結婚対策に真剣に取り組むということを今議会では申し上げましたので、ぜひそういう視点で頑張っていきたいというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） ありがとうございます。地域づくりもろもろが災害にも強く、そして地域にも活力があふれてるという、そういったものをつくり出していけたらいい。そういう願いで地域も行政も努力をしているわけです。一たび災害が起こって、それに水を差したり、水泡に帰したりといったようなことが起こらないためにも、やはり体制を整えて、そういった不測の事態に備えるという観点から、転ばぬ先のつえを御準備をいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、11番、秦伊知郎君の質問を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 11番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告の通り質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、道州制についてであります。町長も出席されたと思いますが、全国町村長会が11月の20日に開かれ、道州制は地域格差を拡大するとして、道州制推進基本法案の国会提出に反対する決議を採択されています。決議は道州制導入で市町村合併がさらに強制されると、農山村漁村の自治が衰退する一方、社会基盤が整った大都市圏へのさらなる集中を招くと指摘、多彩な町村が存在することこそがこの国の活力の源泉とした内容と報じられています。

全国町村議会議長会も、本年4月15日に、町村や国民に対し丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとの緊急声明を出しています。そして7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととして政府、国会に対し要請をしています。

南部町議会においても9月議会で、道州制導入に反対する意見書を発議し、国会、政府に提出しています。意見書の内容の一部として、与党においては道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが見られ、また、野党の一部も既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出しており、我々の要請を無視。導入後の国の具体的な形が示されていない。ほとんどの町村においてさらなる合併が余儀なくされる。再編された基礎自治体は、現在の自治体の組織に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治の衰退を招くと指摘して反対した内容であります。

自由民主党は既に道州制基本法案、これは骨子案ではありますが、まとめています。それによれば、国の事務を国家的危機管理や国民経済の基盤整備に極力限定し、国から道州へ広く権限を移譲する。中身については、国会議員、自治体の首長や議員、有識者で構成する道州制国民会議で検討する。首相から諮問を受けた会議は3年以内に答申をする。答申を受けた政府は、2年をめどに必要な法制の整備を実施とあります。合わせて5年であります。法案成立5年後には制度として実施されていく仕組みだと言えます。また、基本的な方向として、道州制導入に伴い現在の都道府県は廃止、基礎自治体は従来の都道府県及び市町村の権限をおおむねあわせ持ち、地域完結性を有する主体として構築する。財源は必要な税源を付与。また税源の偏在を是正するため、必要な財政調整制度を設けると規定しています。

このことから、地域完結性を有する基礎自治体として想定されるのは、中核都市並みにの人口30万人程度の規模の自治体が想定されます。平成の大合併が一段落した今、市町村は再び合併を迫られることになり、離島は別として多くの町村は消滅すると考えられます。国家の統治の姿を大きく変える道州制について、賛成、反対と多様な意見はありますが、残念ながら身近なところで論議は余りありません。

大森彌東京大学名誉教授は、論文の中で次のように述べておられます。多様な日本の国土の姿を無視して、農山漁村地域にふさわしく存在する町村をやみくもに全てなくしてしまうとか、大規模な市へ強制編入するとか、その内部団体にするとかという案が平然と語られていることに強い危機感を感じざるを得ない。とても尋常とは思えない。少子高齢化で苦境に立っている小規模市町村が生き延びていかれる制度と施策が求められているはずではないか。小さくて迷惑だから

消えてなくなれと言わんばかりの道州論や一層制論を決して認めてはならないと述べておられます。

来年の通常国会に提出されると予測されている道州制推進基本法案と制度としての道州制ですが、法案が成立すれば地方分権の名のもとに多くの市町村が再度合併に向かって進んでいかなければなりません。町長は道州制について、制度のメリット、デメリットを含め、どのようなお考えをお持ちなのか伺います。

次に、農業施策であります。米の値崩れを防ぐため、政府が主導して生産量を絞ってきた生産調整、減反であります。5年後の2018年度をめどに廃止されることになりました。1970年に始まった減反制度であります。廃止が実現すれば約半世紀ぶりに日本の農政が大転換するわけがあります。

現在、減反に参加した農家には10アール当たり1万5,000円を払う定額補助金と、あらかじめ設定した水準を米価が下回った場合、差額を農家の負担なしで補填する米価変動補填交付金が支払われています。さらに、食用米のかわりに家畜用の飼料米や麦などの転作を促す水田活用の直接支払い交付金もあります。現状では、麦や大豆は10アール当たり3万5,000円、飼料米や米粉用米は同8万円の補助が支払われています。減反と補助金は表裏一体の関係であり、このたび補助金の大幅な見直しがなされ、定額補助金は2018年度に廃止されます。その間、2014年度から2017年度までは支給額を7,500円とすると決定いたしました。補填交付金は廃止の方向であります。

一方、収入減少影響緩和対策、水田活用の交付金は存続、また、農家があらかじめ保険料を支払い、農産物の価額が下がったときに減収分を補う保険制度の導入を目指しています。

廃止される補助金、新たに導入される補助制度、いろいろありますが、減反制度の廃止の目的の一つにTPP交渉の妥結に備えて、安価な海外の農産物と競争できる強い農家をふやすため、また、補助金を縮小することで零細農家に稲作を続けることが得策かどうかの判断を促すためともあります。減反廃止と補助金の大幅な見直しによって、零細や兼業米農家の収入は減少する可能性があります。

町は、農業を町の基幹産業と位置づけています。24年度の一般会計の決算額68億4,747万円に占める農林水産業費の割合は7.3%で、4億9,995万円でありました。このたびの減反廃止の決定は、零細、兼業米農家の多い我が町にも影響があると考えます。現状をどのように分析し、今後どのような支援策を考え、本町の産業としての農業をどのように守っていくのか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

済みません、もう一つ残っていました。済みません。次に、定額補助金が廃止される農地と維持が難しくなる中山間地域の農家に支払う補助金を衣がえし、農地や水路、農村の景観の維持を目的とした農地保全型補助金制度、これは日本型直接支払い制度というそうではありますが、2014年度に新設する方針とのことですが、この制度についての説明を求めます。1、制度の仕組みと具体的な内容。2、米の生産調整廃止との関係は。3、この制度の財源は。4、支払いは農家が直接受け取れるのか。5、米農家だけが対象なのか。6、減反農家に影響は出るのか。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしましてまいります。最初に、道州制についてでございます。全国町村会は、道州制は地域格差をさらに拡大するとして、法案の国会提出に反対の決議をしているが、制度のメリットやデメリットを含めてどう考えているかということでございます。

まず結論から申し上げますと、道州制の導入については、南部町が埋没をする懸念を抱いており、反対でございます。

メリット、デメリットについてはどうかということですが、これにつきましては現時点で十分な国民的な議論がなされておらず、道州制のもとでの町村の位置づけや税財政制度など、道州制が町村や町村住民にどのような影響をもたらすのか明らかにされていない段階ですので、明確なものが国民の意識の中にはないのではないかと感じております。ちなみに、自由民主党道州制推進本部では、第3次中間報告で、メリット、デメリットについて次のように述べております。

まずメリットといたしましては、第1に、インフラ整備、サービス提供に関してスケールメリットが生ずること。第2に、地域資源の活用と地域資産の興隆によって、東京以外にも成長の核になる都市が育つ。第3に、基礎自治体中心の行政体制が変わることにより、責任が明確化され、地域の実情や多様な住民ニーズに応じた行政サービスが、迅速、かつ、よりきめ細やかに提供されるようになること。その他、消防・防災の強化、独自の人材育成、より充実した教育、少子高齢化対策、子育て支援などの行政分野の充実が図られることが期待されるなどがあると示しております。

また、デメリットとして懸念される事項とそれに対する対策として、次のように示しております。まず、道州政府は住民から遠くなるのではという懸念について。これにつきましては、基礎自治体中心の住民サービス体制の構築により、住民ニーズに的確に対応するような対策を講ずる

としております。また、道州制で一極集中、地域間格差が生ずるおそれがあることにつきましては、道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して、州都のあり方などを検討するとしております。その他のデメリットとして懸念される事項に対しても、対策を講ずることによって解消を図るとしてしております。

メリットはよく聞こえ、デメリットに対しては対策も講じるとされていることからよいように聞こえてくるわけですが、全国町村会はこの道州制に関して次のような懸念を持っており、私も同様な考えで反対の立場でございます。

まず、地域間格差の是正についてです。道州制によって激しいパイの奪い合いが生まれ、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏への富の集中を招き、地域間格差は縮小するどころか、むしろ拡大するのではないかと懸念しております。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がるのではないかと懸念しております。

次に、税財政に関してでございます。これまで国が行ってきた財政調整、財源保障を、誰がどのように承継するのかということ。また、大きな問題ですが、国の債務を誰が承継するのかということ。これらのことが道州制の議論では明らかにされていません。特に、町村の財源がどこまで保障されるかは全く明らかにされておらず、将来的に社会保障、社会基盤整備の格差が生じ、住民生活の混乱を招く可能性が大きいと懸念しております。

最後に、自治の衰退であります。道州制が導入されれば、基礎自治体は従来、市町村が行ってきた事務に加えて、都道府県の事務も承継することになります。言いかえまして、都道府県の事務を承継できない市町村は基礎自治体たり得ないことになります。自民党の基本法案には、基礎自治体は住民に身近な地方公共団体として従来の都道府県及び市町村の権限をおおむねあわせ持ち、住民に直接かかわる事務についてみずから考え、みずから実践できる地域完結性を有する主体として構築すると定義づけがなされております。従来の都道府県及び市町村の権限をおおむねあわせ持つような基礎自治体とは、実際には人口30万人以上の中核市や、人口20万人以上の特例市をイメージしているものであって、一定の人口規模と行財政能力を判断基準にして基礎自治体が整備されることになるのではないかと考えています。

したがって、このような点から見ますと、合併とは明記されていませんが、基礎自治体の設置基準が市町村合併を前提としていることは明らかではないかと考えています。つまり、道州制が想定している基礎自治体は、本当に住民に身近な場所で自治を実現する基礎的な地方公共団体になり得るのか、極めて疑わしいと考えているところであり、道州制に伴う事実上の強制合併によりこれまで町村で培われてきた自治は衰退し、営々と積み重ねられてきた多様なまちづくりは消

減するのではないかという点を懸念するところであります。

以上、申し上げましたことから、現在の道州制については地方分権の名をかりた新たな集権体制を生み出すものであり、これらの懸念が具体的に議論され、明確に示され、解消しない限り、道州制の導入議論の土俵にも上がれないものと考えておりまして、このような点から反対でございます。

次に、農業政策でございます。日本型の直接支払い制度についてでございますが、現在、国の平成26年度予算概算要求の段階で検討中の制度でございます。つきましては、現段階で公表されている政府案としての情報提供ということになることを御了解ください。

まず、日本型直接支払い制度の仕組みと具体的な内容について、との質問でございますが、農業、農村が有する多面的で公益的な機能の維持、発展を図るために、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する内容として検討されております。農村集落が農地維持に向けて活動組織をつくり、市町村と協定を締結することが条件となっており、水田、畑、草地、それぞれに面積当たりの補助金単価を設定し、活動組織の農地面積に応じて補助金が交付される仕組みとなっております。

政府案では、農地維持支払いと資源向上支払いの2種類の補助金構成で検討されております。このたび新設される農地維持支払いは、集落で行う水路の泥上げや農道の草刈りなど、多面的機能を支える共同活動に対し、水田10アール当たり3,000円、畑地10アール当たり2,000円の補助金が交付される予定です。

もう一方の資源向上支払いは、現行の農地・水保全管理支払い制度を組みかえて実施する予定となっており、水路、農道、ため池の軽微な補修や植栽による景観形成など、地域資源の質的向上を図る共同活動に対し、水田10アール当たり2,400円、畑地10アール当たり1,440円の補助金が交付される予定となっております。いずれも農地の防災機能を高めたり、農村の環境をよくするなどの活動に支援がなされる内容の制度となっております。

次に、米の生産調整、減反廃止との関係についての御質問でございますが、日本型直接支払い制度については、農地の持つ多面的で公益的な機能に着眼した制度であるために、米の生産調整と一体となった制度ではございません。しかしながら、米の生産調整の廃止により維持が困難となる農地が増大する懸念は高まっておりまして、その農地を保全し、農地の有する多面的、公益的な機能の維持、発展を図る必要も増大すると見られることから、本制度を創設する意義は極めて高いと言えます。

この制度の財源についての御質問でございますが、現時点では明記されておりませんが、平成

26年度は予算措置として実施し、27年度からは法律に基づく措置として実施される予定であります。

4番、支払いは農家が直接受け取れるのかと、米農家だけが対象なのかという質問でございます。現在、検討がなされている段階では、市町村と協定を締結する地域内の農業者が共同で地域活動に取り組む活動組織が対象となっております。米農家だけを対象とした制度ではなくて、地域の活動組織を対象として補助金の交付がなされるものと想定されます。

6番、減反農家に影響は出るのかとの質問への回答でございますが、米の生産調整廃止との関係についての御質問と同様に、本制度は生産調整と一体となった制度ではございません。現行の農地・水保全管理支払い交付金におきましても、水稲作付農地、自己保全管理農地ともに交付対象にできることから、同じ目的で交付される本制度におきましても枠組みは維持されるものと判断されます。したがって、その制度の詳細設計について、現時点で図りかねる部分もありますけれども、減反農家へ不利となるような影響は余り考えられないものと判断しております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 御答弁のほう、どうもありがとうございました。

まず最初に、道州制についてであります。9月議会に南部町議会として道州制に対する意見書を発議したわけですが、その発議の内容について、十分な議論がなされたというふうには思っておりません。私たちの周りに、道州制についての論議が余りにもなされていないということでもあります。

たまたま議会の議員研修会で、11月の25日に議員研修会がありました。講師は山梨学院大学の江藤俊昭さんという方であり、冒頭に道州制についての御説明がありました。道州制の推進の大きな理由としては、地方分権が進んでいない。もう一つは、地域の国際競争力をつけるためというような大きな目標があるそうではありますが、これについてはたくさん意見や説明があるが、経済の理論では必要だが、住民の姿は見えてこないというふうには言っておられました。そして明治以来、都道府県の継続的な行政の運営能力というのは評価されるべきだと。しかしながら、以前は中央ばかりを向いていたと、都道府県は。最近になってようやく市町村に目が向けられるようになったと。この方向転換というのは評価されるべきであって、今、好んで道州制を論じ、そしてそちらのほうに行くべきではないというような結論のお話でありました。

多分、この議場の中で道州制について一番詳しいのは町長だろうと思って、今回の一般質問について少し文章を構築いたしました。再度、町長、道州制については地方分権、地方自治を埋没

させるものだというような御答弁がございましたが、さらにそれをもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

道州制につきましては、全国町村会からさまざまな資料もいただいております、先ほど答弁したように、やっぱりそういう資料から判断しても、どうしても賛成する気持ちにはなれないという気持ちでございます。

先ほどあんまりはっきり申し上げませんでしたけれども、例えば想定される道州で、南関東というのがございます。これらはもう、他の道州と比べて圧倒的に財政力が高いわけでありまして。例えば、法人税をゼロにしますというようなことをやっても、やっていけるだけの税収がほかにもたくさんあると。そういうことを仮にその道州がやれば、全国の法人はきっとそこに、税金払わんでもいいですから集まっていくと思うんですよ。その南関東道州は、非常に栄える。ところが、水平的な所得の分配とか垂直的な分配とかいうのを誰が担うのかということがあります。今は、国が全部吸い上げて、地方交付税という形で所得の再配分がなされているわけですが、今度は道州になれば、地方税で取ってしまうわけですから、例えば南関東の道州の税収を誰がどのように吸い上げて他の道州に交付をしていくのかというような、これ地方税法にも違反すると思います。応益の原則で成り立っている地方税法ですから、受益を受けないところに自分たちの納めた税金が行くというのは、これはちょっと合わない理屈ではないかというようなことから矛盾もあると、税収の関係ですね。そういうようなこと。

それから今、国は1,000兆円の借金があるということになっておりますけれども、それではそれを誰が返済するのかと。どうもその道州に、各道州に振り分けるというようなことも言われておるようですけれども、これとんでもない話でありまして、やっぱりその道筋というものははっきりしていただかないと困るということですね。

それから、例えば、先ほど景山議員のほうからもあった防災の観点なんかですね、今は地方整備局などがあって、国の出先機関として何かあったときには真っ先に駆けつけて、このたびの東北の震災なんかでも道路が一番最初通れるようにしたのは、これは国土交通省の東北地方建設局がやったと。そういう国家的な視点から、災害発生の際などにいち早く対応ができる、そういう機能を現在持っているわけですが、道州制になって、果たしてそういうことが望まれるのかどうなのかという気がいたします。やっぱりそれなりの規模の道州になるわけですから。財源も持ち、技術も能力も高い道州ですから、そういう防災の観点などから見て、現在行われている

ような国家的な支援体制というようなことがとれるのかというような心配もあるわけでありませ

いろいろな、言えば切りがないわけですが、心配がありまして、この経済の問題だけでは切れん。中国道ぐらいで言いますと、世界では17番目ぐらいの、たしかGDPになるんだというような資料を見たことがありますけれども、当然、国家として通用するぐらいのことにはなるわけですね。ですから、上手にやれば道州連合で日本も国連に議席を幾つも持って、安全保障の常任理事国にでもなれるかもわかりませんが、経済的にはそういうだけのボリュームはあるわけですが、どうもそれだけでは国家としての機能がうまく働かないのではないかなというような心配をいたしております。この程度で終わります。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 町長のほうから再度、反対の理由を述べていただきました。道州制に賛成してるわけでは……。

○議長（青砥日出夫君） 秦議員、マイクをちょっと上げてください。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 決してございません。多分、危惧してるほうの部類に入ると思うんですけど。しかしながら、壇上で言いましたように、自由民主党は道州基本法案というのをまとめています。これは、私が持っている資料は24年9月6日なんですけど、まず、野党時代の案であります。現在は政権与党、そして参議院も今、自民党と公明党が過半数以上を持っているわけでありませ。今回、臨時国会にこの道州制基本法案を提出する予定であったそうでありませが、全国知事会の反対で断念し、来年度の通常国会に提出する運びというふうに聞いております。どのような動きがあつて出すか出さないかというのはわかりませが、現在のところはそうだとするふうに報道ではなされております。ということは、出れば通ってしまうわけですね。特定秘密保護法案ではありませんが、出れば通つてしまひませ。

そして、この基本法案の総則の第1、目的のところ、この法律は道州制の導入のあり方について具体的な検討に着手するため、当該検討の基本的方針及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めることを目的とするというふうにしてあります。つまり、これは検討をし、推進するための法案であります。

期限は、国民会議は3年以内に首相に対して諮問しなければならない、政府は諮問を受けて2年以内に法的な整備をしなければならないというふうになされてあります。つまり、この法案が通れば5年後には道州制に向かって進まざるを得ない、政権がかわらない限りは、というようなスケジュールだろうというふうに思ひませ。

町村長会も、全国議長会も、そして知事会も反対してる。そして国民には、あるいは住民には

告知がうまくなされていないと言われている法案が通るかもしれません。町長は、どうしたとしても少し国民の喚起を促すことができるかというふうには、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

このような議論を通じて町民の皆様にも、道州制のこの問題が身近なものとして捉えられていくようなことが、そのまま理解を深めるということにつながっていくだろうというように思います。今あるのは、いわゆる経済3団体ですか、経団連、同友会、商工会議所ですか。こういう3団体が太鼓を打つのか笛を吹くのか、そういうこと。それから地方制度調査会ですね。この地方制度調査会もこの道州制に移行すべきだと、2018年までにはというようなことですね。それから、都道府県知事も反対はしてますけど、17の知事が道州制には賛成だということもありまして、これ一つ、一本にまとまっているわけではない、道州制に賛成する知事もおられるということでありまして、先ほど秦議員がおっしゃったように、このまま推移していけば、道州制に突き進んでいくのはもう火を見るより明らかだと、このように思っております。

どうしたらこれを防ぐことができるのかということですが、やっぱり身近な問題で、どうなっていくのかということも国民一人一人が真剣に考えていくことが大事ではないかというように思います。特に、最初の答弁でも申し上げましたように、自治の衰退というようなことについては、非常に大きな影響があるというように思います。

例えば、中国道ということで仮に考えた場合ですね、道州の中心になるのは広島だとか岡山だとか、人口の多いところにきつとなるでしょうから、鳥取は周縁部になります。その周縁部の中でもさらに周縁部の南部町というようなことを考えてみますと、やっぱり大きな影響を受ける可能性があるのではないかと。

それから、基礎自治体の規模を20万とか30万ということをお願いしましたがけれども、この地域でいえば、基礎自治体が例えば米子ということになれば、米子の中心部からもやっぱり南部町は周縁部になってまいるわけでありまして、あってはならないことですがけれども、合併のたびに周縁部が寂れてきているというような実態からいえば、やっぱりそういう問題を町民の皆様にも我が事として受けとめていただいて、この問題についてのお考えを明らかにしていただくというようなことで国民的な大きな流れというものがないと、自由民主党もこのまま、数があるわけですから通そう思えば通るといって、先ほど御指摘のとおりでございます。我々も折に触れて国会議員の先生方や、あるいは各種団体などで発言をしていきたいというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 折に触れて発言していただけるということですので、ぜひそうしていただきたいなというふうに思います。

鳥取県を例にとれば、人口30万人の基礎自治体ということは、人口が60万いませんで、鳥取県は2つぐらいな町で、全ての町村がその中に組み込まれていくと、形の上ではそういうような格好になります。

昨日、2町の町村合併のことで少し論議がありました。2町でもいろんな思いがあるわけであり、それが例えば、鳥取県の町が2つの基礎自治体で完結できるかということ、なかなかそういうものではないというふうに考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。私たち議員も、ぜひ道州制についていろいろ勉強し、討論していきたいなというふうには思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから次に、農業施策であります。1971年から2012年、40年間続いた減反施策がありますが、この間、減反農家に支払われた補助金は約7兆6,000億円と言われております。そして、米の部分開放を決めたウルグアイ・ラウンドに伴う農業対策費として約6兆1,000億円。それから、戸別補償制度に6,400億円のお金が投じられて、この農業施策を守ってきたわけであり、外からは高い関税、これは米1キログラム当たり341円の関税を掛けています。そして、国内は減反施策として巨額な国費を投入してきたこの減反施策であります、町長は今、この減反施策が終わろうとしている今、どのようなこの制度に対しての感想をお持ちでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

1970年から始まりました減反政策が、この日本の農地といましようか、江戸時代から、それ以前から営々と築いてきた日本型の農業というものを基本的には壊してきた、このように思っております。経済的に成り立たなければ機能しないわけですから、その代替として補助金の交付と、先ほど7兆6,000億とおっしゃいましたけれども、そういうものの交付をもって減反政策を進めてきたわけであり、それを40年ぶりに今、米はつくってもええと、もう真反対の政策に変わるわけですから、どう思うかと言われても、正直申し上げて啞然としておるといふ状況ですね。

我が集落のことを考えてみますと、昔は、明治のころは、今は23世帯しかないわけですが、でも、40世帯以上あって、40何世帯、本当に谷の奥の隅々まで田んぼにして生産をしてお

たということでありますが、それが現在23世帯で、ほとんどその谷筋の山合いの田んぼは荒廃して、植林をされたり、あるいはイノシシの巣になっておるといような状況であります。まことに感慨深いものがある、一口で感想を言えと言われてもなかなか言いにくい、捉え切れんものがございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この減反施策の廃止とともに、補助金の強化、あるいは転作、水田活用直接支払い交付金の強化というのがうたわれています。担当課長に伺いますけど、減反廃止に伴い転作補助金の強化、具体的にはどのようなものがあるわけですか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。

減反の廃止により補助金の強化ということでございますが、まず、米の直接支払いが、議員御指摘のとおり10アール当たり1万5,000円から7,500円に減額をされるという、これが大きく中山間地の農家には響いてくるわけでございますけども、これと同時に、飼料米が現在8万円、10アール当たり、交付されるわけですが、これが最大10万5,000円まで、飼料米については交付単価が上がるということでございます。加工用米につきましても単価のほうの見直しがなされております。

それから、減反政策と同時に、御指摘いただきました日本型直接支払い制度、これも創設されるわけでございます。これについては、農地維持支払いという部分が新設になるわけでございますが、あわせて現在、農地・水保全交付金、こういう制度がございます。この共同活動交付金については、日本型直接支払いの交付金制度に包括されるといいますか、そのままこの中で生きていくというような形になります。あわせて、農地・水保全交付金に向上活動交付金というものがございます。これについては、日本型直接支払いの交付金とは別に現行のままで、そのまま26年度以降についても存続をしていくという見解を今、情報として持っております。

したがいまして、日本型支払い制度の交付金を現行の制度と照らし合わせてみますと、現行の共同活動の交付金が10アール当たり4,400円でございます。日本型直接支払いが、先ほど申しましたように新設部分で3,000円、それから共同活動の交付金が吸収をされる形で2,400円、合計で5,500円の制度としての新たな交付金というものが誕生するのかなど。現行と比較しますと、単純に1,000円の増加となる見通しというふうに今のところでは認識をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この減反廃止の影響で、食用米の補助金が減るわけでありましてから、どのぐらいの米の量が町内では減るといふふうに想定されておられますか。それと同時に、飼料米というのは当然、今まで8万円だったのが10万5,000円ですかね、10アール当たり。補助金がふえていくわけでありまして。このふえるのはどれぐらいだろうというぐあいに、まだ14年度からですから、なかなか想定難しいんですけど、産業課としてはどのようなことを考えておられますか。その辺は具体的に考えておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 現行のことにつきまして飼料米については3.98の面積で、直接支払いの交付金のほうを交付をする予定になっております。まだ、これは現在予定ということでもありますので、とりあえず面積については3.9ヘクかなというふうに思っております。

ただしかし、先ほど言いましたように、これから個別農家として非常に厳しい状況が続いてくるだろうと。産業課といたしましては、やはり個別農家の方々について効率性、そういったことも含めた集落営農、こういったことをやっぱり選択肢として考えていただく、そういうような御提言をこれから各地域に出かけて御説明をしていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。しかしながら、やはりそういった中で、1万5,000円が7,500円に減額されるということでもありますので、それに対しての飼料米の単価の増額ということもございますので、飼料米等につきまして、個別農家の方々については生産に取り組んでいただくような、そういった御説明をしたいと思っております。

先般、JAの担当のほうに確認をいたしましたら、飼料米のそういった増量についても、買い取りについては全農を通してでも全量買い取っていきたいというふうに担当のほうは申しましたので、その旨も御報告をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 私は農家ではありませんので、非農家ですので、全くペーパーのみなどで質問しているわけでありまして、若干現実と違うところがあるかもしれませんが、その点は御容赦していただきたいと思っております。

この転作補助金の見直しというのが、2014年度からなされるというふうに報道されています。つまり今までは地産資金として補助金を出していたのが、地産交付金という形に変わるというふうであります。単に名称が変わるだけではなく、自治体の判断で補助金が上乘せできる制度になるというふうに聞いていますが、その点はどうでしょうか。例えば、地域である特産品をつくれば、それに対して補助金の上乗せをしてもいい、それは自治体の裁量でできるというふうに

変わるそうです。その点の把握はできてますか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 詳細につきましては、まだこちらのほうで把握し切れていない部分がありますが、少し、若干内容が違うかもしれませんが、現行制度で産地資金というものがございまして。そういった中でそれぞれ再生協議会のほうで単価の設定は、これはある部分裁量を任せていただいております。そういった中で、例えば南部町の場合、白ネギとかそういった部分について非常に特産化、そういった形に位置づけておりますので、そういったところでの単価の向上については協議会等のほうで、あるいは行政のほうで単価の上乗せということは協議ができるのかというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） この減反制度の廃止であります。その大きな理由については、壇上でも述べましたが、TPPの交渉、妥結をにらんだ一つの施策というふうにも言われています。その点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。それと同時に土地の集約をしていかなければなりません。その土地の集約のための新しい制度が新聞報道がなされていますが、その辺の把握というのはどういうふうになされていますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。11月に上京した折に、農林水産省の奥原経営局長さんと石破幹事長など、中国5県の国会議員の先生方と一緒に勉強会というのがございまして、私も出かけていろいろ意見も言わせてもらいました。その中で、このTPPというのはあんまり話は出ませんでした。TPPの話はあんまり出なかったけれども、しかし、石破幹事長が一番強くおっしゃったのはコストダウンということをおっしゃっておられました。コストダウンということを通じて追求していけば規模拡大につながり、それから新しい農業の形態をしていかんと、ここにつながっていかんだろうなど。コストが下がっていけば、ちょっとはよその農産物との競争にも太刀打ちできるようになってくるということですよ。そういうことを石破幹事長はおっしゃいましたので、私はやっぱりこのTPP絡みなんだなということは感じた次第です。秦議員のおっしゃるとおりではないかと、推測をして聞いておりました。

そのコストダウンの一つの手法として、一定の区域にばらばらにある農地を集約をしていこうと、これがいわゆる農地の中間管理機構を新しくつくと、こういうことであります。従来もそういう仕組みはあったわけですが、今回これ法律で今、成立したんだと思います、この間。出してあるわけですが、今回の一番大きな違いは、経営局長の言葉で言えば、これでいけ

んかったらもう日本の農業はどうしようもないということを自分の口でおっしゃいましたから、最後の切り札だというようなことでありますが、土地改良事業もこの農地の中間管理機構ができるというような仕組みになってるわけです。管理機構が集約をして、土地改良もして、畦畔を取ったりして、例えば3反くぼを真ん中の畦畔を取れば6反になると、そういう改良もし、そして受け手に渡っていくというようなことをおっしゃっておられました。農地の集約化ということですね、で、コストダウンを図る。そのためにはこの管理機構に物すごい権限と金を持たせて、これを推進していこうという考え方があります。

この管理機構は1つの県に1つ。1県に1管理機構をつくってやりますけれども、具体的な事務は県ではできません。いわゆる地域の実情がわかりませんので、これはそれぞれの町村で事務を委託を受ける、あるいは代行をして行うというような仕組みになっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 町長がおっしゃいましたように、政府は今後10年間で米の平均コストを、60キロ、これは金額は1万2,000円か1万6,000円かそのぐらいですかね、わかりませんが、4割下げるといふふうに言っています。そして、町長が言われましたように農地の集約のために農地中間管理機構、これを都道府県に設置ということでもあります。そして大規模化を目指す農家、企業に土地を貸し出すと。それで10年間で日本の農地の約8割を集約したいといふふうに言っています。8割といふとなかなかちょっと具体的には思い浮かばないんですけど、南部町でいいますと全部の町の農地を、個人の農家の方は米をつくるのを御遠慮していただくといふような形に悪く言えばなってしまうんですが、そういうのがなかなか想定しにくいんですけど、町長、もう少し具体的にイメージを描くような御発言はありませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。その折にいただいた資料でちょっと簡単に説明させていただきますが、今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用されるものを目指しておられます。そしてコストは全国平均の4割を削減すると、4割削減ということでもあります。そして現在、今後10年間で法人経営体の数を2010年比で約4倍の5万法人にすると。ですから、5万法人で8割の農地を責任を持って耕作し、コストは4割下げると、そういうものをイメージしてあるわけです。

私も言ったわけですけど、局長さん、それはそれでできる場所もあるでしょうけれども、例えば鳥取県のように中山間地の多いところでは、それはどのように考えておられますかと、こういうことなんですけれども、これは産業政策では、はっきりおっしゃいませんよ、はっきりお

しゃいませんけれども、私が受けとめたところでは、産業政策ではもう救えないと。同じ土俵ではもうだめだと。地域政策とか、あるいは環境政策とか、そういう政府としては割り振り方というんでしょうか、そういうことを考えておるように受けとめました。そういう結果、2020年、今から7年後ぐらいに農林水産物の輸出額を1兆円とすると、それから、今盛んに6次産業と言っておりますけれども、規模拡大を図って、やはりこの2020年に市場規模としては10兆円規模を6次産業で目指していくというような、気の遠くなるような大構想を聞かせていただきまして、石破幹事長も特に異論を唱えられませんでしたので、きっとそういうことを自民党のほうも容認して政策として進めているんだろうなというぐあいに受けとめて帰りました。

私が特に言ったのは中山間の問題と、それからもう一つは、たとえ広大な面積に集約しても、水の管理だとか農道の管理というのはその担い手が全部担うわけではないと思います。現状、例えば堤の水を抜くのに昔からのいろいろな取り決めや約束事があるって簡単にはいかない。自分の田んぼに、ただ水を当てるために堤の水を抜いたちゅうやなことでは済まん話が農村地帯にはいっぱいあるわけです。そういう営々と築いてきた土地改良の仕事だとか、そういうもので農村の農地が機能を維持されてきているというようなことを、私のほうからは言いました。そういうことにも十分配慮をして、農政というものを進めていただかんと、全国一律でこのような仕組みで仕切ってもらっても、我々の地域の農業は到底成り立たないということも強く言っておいたところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 米の価格が10年間で4割削減する、それから農地は8割集約するということになれば、なかなか中山間地の農業というのは存在していくことができなくなってしまいます。それぞれ、まだ10分ありますか……。

日本海新聞に非常に、私が読んだ感じではすばらしいという社説が載ってましたので、紹介して終わりにしたいと思います。12月2日の日本海新聞の社説であります。政府の農林水産業、地域の活力創造本部が米の施策を大きく転換する改革案を決定した。これによれば、減反廃止後に政府は米の需給見通しを示すにとどめ、生産量はそれぞれの農家が独自判断で決める。米をたくさんつくって収入を得たいと考えていた農家には追い風となろう。耕作面積を大規模化し効率性を上げることで収益のアップを図るとして、都道府県ごとに農地中間管理機構を新設する。高齢であることや後継者がいないことなどを理由に米づくりをやめた農家の水田を、やる気のある農家が借り受けて規模を広げようとする動きは評価できる。一方で、減反政策の廃止という大幅な改革により、生産現場に混乱が生じる懸念がある。急激な変化に対応できる体力と俊敏性を持

ち合わせている農家はそれほど多くない。転作した農家へは補助金の拡充で配慮するという。しかし、米づくりを諦め、貸し出しや転作にも消極的な農家が相次ぐなら、美しい出雲の国の景観は失われかねない。対応策として日本型直接支払い制度を創設するという。税金を使って出雲の国の景観を守ろうという施策だけに、国民的な合意を取りつける必要があるだろう。農業グローバル時代に日本の農業、主食の米づくりはどうあるべきか、目指すべき姿、方向を明確に示し、ぶれないことが肝要だという社説がありました。まさに中山間地域の農業のこれからというのが、ここ10年間でかかっているというふうに思います。

町としては、農業を町の基幹産業と位置づけております。農家の、あるいは農業の衰退を招くような施策をとるのではなく、活力のある町を目指すためにも、ぜひ農業のことを、あるいは農家のことを考えた施策を実行していただきたいなということをお願い添えまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をいたします。再開は11時5分。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三です。議長から質問の許可を得ましたので、この場から3点について質問いたします。答弁は端的にお願いいたします。

質問の1つ目は、小学校、中学校の学校給食費の無料化を求めるものであります。町内の家庭の多くは所得が減る中、諸物価は逆に値上がりが続いております。この傾向にあり日々の暮らしは厳しくなっております。まして子育ての世代は深刻な問題と言えるのではないのでしょうか。

町長は、これまでの議会で子育ての支援には力を注ぐことを明言されております。私は、生活が苦しい中、自分のことは差しおいて子供のことを優先にして家計を回し、頑張っておられる子育て世代の支援のために、小学校、中学生の学校給食費の無料化の実現を求めて問うものであります。

1つは、現在の小学生、中学生の年間の負担総額は幾らでしょうか。お聞きします。

2つ目、2つの学校給食センターの調理は委託されております。その委託料のうち委託会社、これはメフォスであります。が、の利潤額は幾らでしょうか。お聞きいたします。

3つ目、子育ての支援の重要性を考えれば、当然にこの施策を実施すべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。お聞きします。

質問の2つ目は、集落要望の実態と対応について問うものであります。地域振興協議会ができるまでは区長会が、区長協議会の要望として行政に出していた集落の改良、修繕の要望が、現在は地域振興協議会がまとめて行政側に出せる仕組みに変わりました。町民の方から何年も前から要望しているが、なかなか改善がされない。大がかりの事業なら設計書、見積書をもとに議会の承認が必要ですが、費用が数万円あるいは数千円での解決ができるものが、どうしてできないのか問うものであります。

1つ目、現在提出を受けている集落要望書の提出を求めるものであります。

2つ目、道路下の暗渠など、軽便な要望はどうしたらできるのでしょうか。お聞きします。

3つ目、要望書に対する回答はどのようにされているのでしょうか。お聞きします。

4つ目、行政内部の手順、いわゆる稟議をどのように踏んで決定されるのか。このことをお聞きします。

5つ目、要望の事項で未解決に至る、長い間年数がかかっているのは何年なのか。その理由をお聞きします。

質問の3つ目は、米の生産調整とTPPについて問います。安倍内閣と自民・公明の与党は、米の生産調整、いわゆる減反政策を5年でやめ、米の需要と供給、価格を市場に委ねることを決めました。10アール当たり1万5,000円の直接支払いなども削減、廃止します。南部町の基幹産業は農業であり、農家の大半は稲作農家であります。この政策が実施されれば、今でも農家は赤字経営で大変な状況ではないでしょうか。農家の方の率直な声は、赤字続きの状態なのに補助金が半減され5年後に廃止となれば、農業を続ける気は全くない、このように言われます。耕作放棄地が多い中、一層進むことが予想されることからお聞きします。また、TPP交渉を打ち切ることを求めるものであります。

1つ目、補助金の見直し、これで南部町の農家への影響は幾らになるかお聞きします。

2つ目、農家の生産意欲がなくなり、担い手を減らし、耕作放棄地が拡大すると考えられますが、どのように思っておられるのかお聞きします。

3つ目、農地は環境保全に大きな役割を果たしており、影響をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

4つ目、安倍首相は、TPPは農業分野の5品目を例外とする、これを繰り返しております。それでも農家に大きな障害となるTPP交渉を政府は年内にまとめたいと思っている、このことを明言しております。今、このTPPをとめること、このことを再度国に求める考えを町長にお聞きします。どうでしょうか。

以上、この場での質問は終わり、答弁の後、再質問いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員さんの御質問にお答えをしましてまいりますが、最初の学校給食の無料化につきましては、これは教育長のほうから答弁をいたします。

私は、各集落から提出要望の実態と対応を問うという質問についてお答えをしましてまいります。

現在受けている集落要望書の提出を求めるといってございまして、これはことし10月末までに各地域振興協議会並びに未加入の集落から提出いただいた集落要望書のことと存じます。議長の許可をいただき提出させていただきますので、そのように御理解ください。

次に、道路下の暗渠など軽微な要望はどうしたらできるのかということございまして。毎年各集落から建設課への要望として、国道、県道を含む道路や河川の改良、改修に関する要望と、町道施設の多くは整備されてからかなりの期間が経過し、老朽化してきたことから、のり面保護施設、積みブロック、側溝や舗装などの町道施設の補修や、近年の集中豪雨に関係した側溝や管渠の容量不足の改善など、町道施設の修繕に関する要望を非常にたくさん寄せていただいております。

これらの要望事項については、振興協議会の皆さんや集落の区長さんと要望をいただいた箇所を確認し、状況を判断して、要望に回答し修繕を行っています。国道、県道や河川の要望は、毎年4月にあります県土整備局の公共単県土木施設要望に要望事項として提出をしております。また、要望事項の中には農道や用水路、排水路など他の事業で取り組んでいただくものもありますので、負担金が必要なことをあわせて、ほかの事業での対応をお願いする回答をさせていただきます。

先ほど申しましたように、毎年の要望事項は非常にたくさんの箇所となりますので、限られた予算内で要望いただいた全てを年度内に実施することは不可能であります。しかし、修繕を怠ったために道路が陥没したり、部材が腐食して落下したりして事故となり、管理者の過失を問われるような事態が発生しかねませんので、通行の危険度や交通量など利用頻度などで順位をつけ、緊急度が高いものから修繕するように考えています。反面、騒音や美観、景観への配慮を

求められるような要望は少しお待ちいただくこともありますし、地元での対応をお願いする場合もございます。議員のおっしゃる軽微な要望が何を指すのか不明でございますけれども、例えば管渠の詰まり解消などについてまで行政要望時に提出していただきと申し上げているわけではございません。その都度建設課に連絡いただきたいと思います。現地確認して緊急度により至急の対応を行いたいと考えております。

要望書に対する回答はどのようにしているのかということでございます。各集落の要望書については、地域振興協議会が発足しました平成19年度から地域振興協議会を通じて取りまとめを行っていただいております。地域振興協議会並びに未加入集落に町政に対する要望の取りまとめを御案内する時期は例年8月でございます。これを受けて、各地域振興協議会では各集落から要望を出していただき、現地の確認などの作業を得て、町へ提出いただくのが10月末です。町ではいただいた要望をそれぞれの担当課に振り分け、国や県が所管するものは国、県に送り、その回答を求めます。町が所管するものについては、要望をいただいた年に実施できるものはその旨、振興協議会と集落に御報告して年度内に実施しますが、基本的には当該年度の予算がありませんので、要望をいただいた後、12月までに各担当課が次の年の実施に向けて予算要求します。ちなみに、緊急を要するものについては補正予算で対応する場合があります。

各地域振興協議会に対して次の年度に実施するかどうかの回答は、国または県所管のものとおわせて、新年度の予算案が確定します2月から3月に行います。ただし、3月議会で承認をいただき、4月の新年度にならないといただいた要望事業として実施することはできませんので、その旨は回答の際に御説明をしております。振興協議会に未加入の集落につきましても、以上、説明したとおりの手順を得て回答をしております。また継続して要望いただくものにつきましては、継続要望として管理し、毎年の回答の際に実施の可否について、新規要望とおわせて回答しております。

次に、行政内部の手順でございます。集落要望の実施については通常の工事や修繕と同様に、その額に応じて町の決裁規程に基づき手続を行っております。

次に、要望された事項で未解決に至る最長年数は何年かと、またその理由を聞くという御質問でございますが、集落要望については合併後9年たっても実現しない要望も何件かあります。町関係のものでは、町道の新設や拡幅の要望があります。その理由でございますが、これらはいずれも地権者の同意を得ることができず、現在、事業実施に向かえない状態となっているものでございます。また、県関係のものでは、河川砂防や一級河川の土砂しゅんせつなどが上げられます。これらはいずれも県の所管する事業であります。県の担当部署の当該年度の予算額に比較して

要望箇所が多いために事業実施が停滞しがちとなり、それが原因で御要望の解決が長期化する傾向となっております。とは申しましても、年次的に可能な限り事業はなされておられ、先ほど申し述べました河川砂防工事につきましては阿賀地内の大谷川砂防工事が平成25年度から事業着手となっております。また河川の土砂しゅんせつにつきましても、可能な限り年次的に行っているところであり、いずれにしましても、集落要望に対しましては真摯に受けとめ、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

次に、米の生産調整とTPPについてでございます。最初に、補助金の見直しが言われております。約半額になるということでございますが、南部町農家への影響は幾らになるのかということでございます。平成25年度における経営所得安定対策交付金に申請されている水稲作付農家戸数は975戸、水稲作付総面積は約594.3ヘクタールであります。これをもとに計算しますと、交付対象外となる自家消費分の10アールを差し引いた496.8ヘクタールに、現在の単価1万5,000円をかけますと総交付金額が約7,450万円となり、1世帯の平均交付対象面積51アールとすると約7万6,400円の交付金額となります。26年度の単価が半額の7,500円に減額となったといたしますと、総交付金額は約3,720万円となり、1世帯当たりでは約3万8,200円の交付金額となるように計算できます。

次に、農家の意欲がなくなって担い手を減らし、遊休農地が拡大するかと考えるかどうかという御質問でございます。平成22年の農林業センサス、農林業経営体調査において、販売農家の896世帯のうち8割を超える773世帯が兼業農家でありまして、会社勤めをしながら家族経営で農業を続けておられる状況であります。主力の働き手は60歳代から80歳前半の御高齢の方が大半を占めております。また後継者が決まってる農家は少なく、働き手の少ない中、現状の農地を何とか維持し、農業収入がなかなか上がらない中でも頑張っておられる農家が大半でございます。その状況で交付金も減額され、いずれは交付金がなくなるとなれば、農業をやめたい、農地を手放したいと考える方がふえるのではないかと懸念しているところでございます。

次に、農地は環境保全に大きな役割を果たしており、影響をどう考えるかという質問でございます。元来日本の農業は家族での経営が大多数を占めており、住居周辺の田畑を耕作し、作業道や水路を関係する地域住民の協働で維持管理してまいりました。特に米づくりを行うことは、水田の湛水機能や必須である水路、ため池の機能が維持されることで、降水時の河川流量の急激な変化を抑制するとともに、水源の涵養にも資しております。また、農地や周辺の草刈り実施により害虫発生の防止にもなっており、地域の環境維持、災害防止に大きな役割を果たしていると言えます。これが水田の廃止、農地の荒廃化が拡大するということになりますと、土石流などの大

規模な災害をもたらしたり、隣接する農地の作物に被害を及ぼすなど、周辺的生活環境を悪化させたりすることにもつながります。

このたびの生産調整制度の見直しにより、これまで減反の対象になっていた農地においても水稲作付が可能になります。このことは担い手農家、農業生産法人への集積促進の余地のある平地部だけでなく、中山間地域の農業においても新たな光を差すものであります。例えば、飼料米生産への助成が今以上に拡充されることが示されております。これを活用することにより飼料米生産の拡大と、それに伴う耕畜連携体制の整備による循環型農業体制を確立することができれば、主食用米の生産においても中山間地域の良好な水質、気候条件を生かし、高品質で安全安心な米を生産することで、価格競争に向かわずとも米づくりに向かっていかれる体制に結びつける可能性が示されていると考えております。環境保全等に寄与する農地の持つ多面的や公益的機能を維持、拡大するために、中山間地域等直接支払い交付金や農地・水保全管理支払交付金、有害鳥獣侵入防止柵の助成や捕獲奨励金の制度を設け支援をしております。また、今後につきましても、遊休農地がふえていかないように対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、TPPについてでございます。TPPについては、これまでも全国町村会での決議を通じ反対の意見を表明しているところです。我が国の農業、農村は、国産食糧の供給や国土保全などの多面的で公益的な機能を担っているものの、担い手の減少、耕作放棄地の増加、過疎化、高齢化の進行という長期的な衰退傾向に歯どめがかからず、深刻さが年々強まっています。しかしながら、地域農業の基盤の強化、持続可能な農業者を育成といった施策の実施や地域の経済、雇用、社会を守っていく体制づくりがいまだ不十分の中、交渉だけが進展しつつある現状は、農業関係者を中心に将来に対する不安要素を増大していると言えます。政府自民党は現在進められている交渉において、農産品の重要5項目における関税維持について譲歩できないとの方針を示しておりますが、関税の原則撤廃を求めるアメリカなどとの間で、依然として厳しい交渉が続いている状況でございます。先般の全国町村長大会では、農林水産物の関税の撤廃のみならず、金融や医療、社会保障、労働等の各種法律の制度、規制など、たとえそれが国民の生活を守るのに欠くことのできないものであっても、貿易や投資、企業参入を阻害する非関税障壁であるとみなされれば、撤廃や大幅な緩和を余儀なくされるTPP協定は、地域経済や国民生活、食の安全安心にも甚大な影響を与えることが懸念されるので、交渉に当たっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことがないよう毅然として対応していくとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこと、農林水産分野の重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの聖域の確保については国会におけるTPP協定交渉参加に関する決議などを踏まえ、国民との約束

を守るよう万全を期すことについて要望する旨決議し、政府及び県選出国會議員に要請したところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 亀尾議員さんの小・中学生の学校給食無料化を求めるという御質問にお答えをしてみたいです。

まず、現在の小・中学生保護者の年間負担額についてでございます。現在、学校給食は年間170食から180食程度提供いたしておりますが、1食当たりの単価は小学生で266円、中学生で315円となっております。このうち町は13円を補助いたしておりますので、実際に保護者の皆様に御負担いただきますのは、1食当たり小学生で253円、中学生では302円でございます。給食費の徴収につきましては月々お支払いをいただいております、小学生で月額4,300円、中学生では4,800円となっております。（サイレン吹鳴）

続けます。年度末の3月には個人ごとの食数に応じて清算、徴収させていただいております。お尋ねの保護者の皆様の年間負担額であります。昨年度におきましては、小学生で平均4万5,800円、中学生では5万1,400円となっております。この額をベースとしまして、町が給食費を負担いたします要保護、準要保護世帯を除きます保護者全体の額を算出いたしますと、小学校で2,860万円、中学校では1,470万円、合計しますと4,330万円であります。なお、町が給食費を負担いたします要保護、準要保護世帯に係る合計額は250万円となっております。

次に、学校給食調理委託料のうち委託会社の利益額は幾らかというお尋ねでございます。給食調理業務の委託につきましては、議員も御承知のように平成19年度より実施いたしております。今年度で西伯給食センターは3回目、会見給食センターでは2回目の更新をいたしておりますが、受託業者の利益額につきましてはプロポーザル時の試算表で示された事業所営業利益を除いては把握をいたしてございません。

最後に、学校給食の無料化は子育て支援を考えれば当然の施策との御指摘でございます。学校給食につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とすると規定されております。また、同条第2項においては、前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると定められておりますので、学校給食の原材料に係る経費につきましては、受益者負担として保護者の皆様に御負担をいただいているわけでございます。また、食べたものについ

てその費用を負担するという事は社会の一般的な考え方でもあり、一定の経済的な支援を必要とする場合を除き、学校給食を無料とすることは考えておりません。また、子育て支援施策として当然の施策であるというような認識も持ち合わせておりませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

なお、町が給食費を全額負担いたします要保護、準要保護世帯に係る児童生徒数は、昨年度では小学生で32名、中学生では17名であったことを申し添えておきます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁を、町長答弁、そして教育長答弁をいただきました。答弁の順にやるのが本質かと思ひますが、私の質問順で再質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、学校給食の無料化の問題ですが、私は、結論から言うと教育長では、これは学校給食法ということでは受給者負担、これがするのが道理であるということだったんですね。私は、確かに法ではそういうことに定めがあるかもしれませんが、これは自治体の裁量でやるところがあるわけなんですよ、全国で言えば。そうすれば、そのことを基本に考えますと、きのうからの一般質問でも主にあったのが、何名からの同僚議員からあったのは、いわゆる子育て支援で、そして定住促進を図りたいということがどうかということで、それについては執行部側も定住促進を図らねばならないということが、答弁があったと思ひます。私はそこから比べれば、いわゆる若い、別に年齢や差別するわけではないですが、年齢の若い方が定住されればそれだけ町民としての住所の年数が多い。高齢者の方が来られたからそれで悪いとは言ひませんが、できれば若い方を来て、そうすれば若い方となると当然世帯を持っておられる方で、しかも子育て最中の方だと思ひます。そういうことを考えれば私は非常に、これが絶対のインパクトになると思ひませんが、しかし学校給食は、南部町に住むとそれが無料なんだというようなことが広げれば、選択肢の一つに加えられるんではないかと思ひますよ。そういう点からいけばどうでしょう。町長、教育長、どちらでもいいですが、その点についての考えはどうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。子育て世代の若い世代の方が、経済的に大変厳しい状況にある、一般的に私自身も経験をする中で、やはり若いころのほうが余計しんどかったなあという気持ちがございます。そういう意味において、亀尾議員さんの言われることを全く否定をするという考え方もございません。子育て支援ということの中での考え方として、一つのメ

ニューではあるのかもしれませんが、優先順位としてこのことをまずやらないけんという状況にあるというぐあいには私自身は認識をいたしておりませんで、そのほかのさまざまな形の中で保護者の負担軽減を図るいうことを選択肢はまだたくさんあるんだらうなあというぐあいに感じておるところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 視点をちょっと変えて考えてみたいと思うんですけども、実は受益者の負担のことで、学校給食もそうですが、例えて言うと公共料金ですね。水道だとか、あるいは電気料金、これについて滞納があったという場合には、できるだけ払っていただきたいということで説得されて、その中で説得に応じて払われる場合、だけでもその説得になかなか応じられない方、ずるは別として、払うにもなかなか払えない方でも、そうすると例えて言うと水道料、これは水道料は、とめること、このようなこともできるわけなんですよ。ところが学校給食について、私、去年の決算のを見ますと、学校給食にやっぱり若干滞納者があるわけなんです。私は学校給食については、あなたのところの保護者は払ってないから給食あなたに出しませんというようなことは、これできないことなんです。そういう点からいえば、そのこの範疇におられる教育委員会としては、そういうメニューも考えると非常にこれは有効のある制度だと思うんですけども、さて、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。議員御指摘のように滞納をされるという御家庭もでございます。決して多い数であるというぐあいには思いませんけれども、そういう御家庭があるのも事実であります。これも何回かお答えをしてることかもしれませんが、経済的に本当にこの金額が御無理な方につきましては、準要保護等の制度によりまして町のほうがかかって給食費を御負担をさせていただくという制度がございます。まずこのことを御活用いただきたいというぐあいに思いますし、それから、そうではないけれどもどうしても支払えない事情があるという方につきましては、月額を下げても分納をお願いをするということにも対応いたしております。先日もお手紙をある方から頂戴をいたしました。詳しいことまでは書いてございませんでしたが、ある事情があって支払いが十分できなかったけれども、今月だったかな、来月だったかな、その案件が解決をするので、その後こういうような計画でこれまで滞納している額を支払いたいと思うので、これに対応していただきたいということのお手紙を頂戴をいたしました案件もでございます。大変その思いというかうれしく感じたところでございます。それぞれの個々の御事情にはできるだけ配慮をしながら、民生委員さんとも連携をしながら配慮をしてみたいと

いうぐあいになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町の歳出を湯水のごとくに出してほしいというようなことは、私は毛頭申し上げることはありません、そういう考えはありませんが、ただ、ここで決算書を見ますと、収支の決算ですね、決算、22年度には2億1,000万、それから23年度は2億7,000万、それから24年度では1億8,000万ね、収支が黒字計上なんですよ。それに対して給食費、先ほど教育長が言われました4,348万プラス250万ですね、要、準要保護の方がおられます。その金額を、私は出して出せないことはないと思うんです。それで、先ほども言いましたけども、そういう真面目に滞納分を払うという方、非常に私も心を打たれるものなんです。ただ、今のお父さんやお母さん方の働き場の状況を考えますと、失業だとか、あるいは病気で収入がどんと減った場合、そういうような状況にはやはり大変な思いをされると思うんです。子供のことを思うと、自分は何とか不自由してでも払いたいという気持ちがあると思うんです。そういう点からいけば、やはりそういうことを考えていただきたいということを申し述べておきます。

次に、いわゆる委託会社のもうけ分です。もうけというか取り分ですね。これはいわゆる最初の契約のことから教育長が言われましたけど、私どもが試算してみますと去年約800万ぐらい、15%でしたか、取るということなんで、これね、私はですよ、いわゆる委託せずにおけばこのような金は軽減できると思うんです。いつも言われるのは行財政を改善しなければいけないということから言えば、当然これについては考えるべきだと思うんです。それで、今までなかったのに学校給食センターをつくったんで、なかなかそういうノウハウがないんでというので委託する。それならまだ話はわかるんですが、そういうことについてやるのであれば、私は取り分に加算するようなことはやめるべきだと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。先ほど亀尾議員さんの800万、企業のほうという話でありましたけども、私どもの契約をする際に、更新をする際にプロポーザルで審査をしていただいておりますけども、その中で一応営業利益というものは5%、今年度4月に更新しておりますときに、金額で言いますと201万円が企業の営業利益として伺っているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私の計算が間違っていたら、それは認めましょう。でも200万か

らでしょう。やはりどうしてそういうね、これは町内へ落ちる金じゃないんですよ。町外に行ってしまう金なんです、町の貴重な財源の中から。このことを考えれば、当然やっぱり再考すべきだということを申し述べておきます。

それから施策では、いわゆる学校給食の法では受益者負担があるということだったんですが、どうなんでしょうか。これは、再度聞くんですが、自治体の裁量でこれは無料にすることができないのでしょうか。全国でやっているとこがあるんで、その点についてどうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議員言われますように、全国ではそういう自治体の裁量で無料化になっているところも幾つかあるというのは承知はしております。ただ、教育委員会、うちの教育委員会事務局としては、教育長のほう答弁で申し上げましたとおり、今のところそういう無料化というか、子育て支援施策としての無料化にするというような認識は持ち合わせておりません。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 業務委託について少し触れておきたいというぐあいに思っております。実は、私は今ですね、こういう形で専門の業者のほうに委託にいたして正直よかったなと思っております。御承知のようにそれまでの給食センターの職員体制については、現実として臨時的な職員さんに頼って運営をせざるを得なかったということは、議員さんもよく御承知であります。今の学校給食を提供させていただきながら、実は一番悩ましいのはアレルギーであります。本当にたくさんの子供たちがアレルギーを持っておりまして、その代替食等々提供をせないけんということでもあります。そういうことを考えながらこう振り返ってみたときに、直営で臨時の職員さんに御無理をお願いをせないけんという状況の中で、現在ほどのアレルギー対応が実際はできたんだろうかなあ、できるだけ決断をすることができたんかなあという気がいたしております。こういう調理業務のまさに専門の業者でありますし、非常に私どもの意向を真摯に受けとめて、スタッフをふやしたりしながら、それぞれの子供たちのアレルギー対応食の調理に大変御努力をいただいているというぐあいに認識をいたしております。そういう側面につきましても御理解をいただきたいというぐあいに思っております。

1つだけつけ加えさせていただきたいと思いますが、保護者の皆さん方の負担軽減策につきましては、子育て支援を充実させるということで町長のほうに申し上げておりまして、私どももいろいろな形の中で保護者の負担軽減策はないのかということを探をいたしております。学校にかかわっては給食費だけが保護者の負担でございませぬ。さまざま学校に支払う教材費等の経費

もあるわけであります。そういうものの見直しも、今、実は学校のほうに指示をして、少しでも保護者の負担軽減につながるようなものなら思い切ってやっ払いこうということで、現在協議をいたしておるということについても申し添えておきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 確認ですけれども、いわゆるこの学校給食法で、先ほど教育次長も言われましたように全国ではそういうものやっ払いる事例もあるということなんです。法には違反をしていないということですか。これ、確認だけ。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。法に触れてるようなことはないというふう認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 給食センターですね、給食の無料化についてはなかなかいい答弁はもらえなかったわけですけれども、引き続いて、教育長が言われましたけれども、保護者の負担をなるべく軽減のほうへ考えていきたいということですが、ぜひですね、できれば学校給食、このたび上げたんですけれども、ほかの面でも軽減をしていただきたいということを強く申し述べておきます。

次に、集落要望についてお尋ねします。まず、集落要望書の提出は、実は24年度のんがあったんですけども、25年度がなかなかないなと思ったら、答弁でありましたね。8月に出されて10月末にまとめてたということなんですね。それで、そういう中で私もなかなか25年度がないなと思ったんですけども、原因がわかりました。それで10月末にまとめたものはいち早くやっ払い出していただきたいんですが、すぐ出せるんでしょうか。

○地域振興専門員（長尾 健治君） すぐ言うんのは、今……。

○議長（青砥日出夫君） 今じゃないでしょ。

○議員（12番 亀尾 共三君） すぐというか、今出せる、この私の質問中じゃなくてもいいです。

○地域振興専門員（長尾 健治君） それはあの……。提出……。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。冒頭、町長がお答えさせていただいたように、議長のお許しをいただければ御提出させてもらいたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長に要望なんです、毎年毎年ね、議長を通じてじゃなくて、これはまとめられたら議会のほうへ閲覧として出していただくようお願いしたいと思います。これは答弁はまた、委員会の中でも言いますけども、ということです。

それで2つ目に、先ほど町長の答弁で軽便な要望にはということは何のことかよくわからんということなんです、例えて言いますと、ちょっとした穴ぼこというんですか、そういうようなところなんです。そういうことも早目にやっていただきたい。それで大げかになるとかそういうことは別として、やっぱりしていただきたいということ。

それと、例を挙げますと、法勝寺地内で場所は言いませんが、道路の下に暗渠ではないんですけども見えるところであって、グレーチングがかかっているんですが、そこが自動車が通るたびに、ばちゃんばちゃんという音がするんで、それを何とか直してほしいということを出してるんですけど、一向に直らないということがあったんです。そういうものはそんな多額のお金がかかるものじゃないのに、事実そこにおられる方も、日中ならいいんだけど夜でもかなり遅くなってからでもそういう音がするということがあったんで、そういうのはできないんだろうかということ。これは恐らく数万もかかるものじゃないと思います。極端なこと言や応急処置としてタイヤの切れっ端という用語弊ですね、タイヤをかませるとかそういうことをすれば、とりあえず緊急的なこともできるんです。後でまた本格的なことをやって、どうしてそれができないのか不思議でかなわんで、私もそのことは行政側に伝えたくてんですけども、そういうことはなぜできないのかということが不思議でならないんで、お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。そういったものについては、町長が答弁いたしましたように、建設課のほうに言っていただければ状態を見させていただきまして、対応していくようにしております。議員が言われた件は、数万円で直るといふふうには決して考えておりません。応急処置として提案いただいたようなことは当然やっていかなければならないといふふうには思っておりますけども、やっぱり音が出んようにするためにはふただけを、極端に言いまして直すということではできません。やっぱり本体の側溝自体が言ってみればゆがんでしまってるというか、一つずつが高かったり低かったりしておりますので、それが原因で音が出るということがございますので、やっぱりその側溝自体をある程度の区間、例えば10メートルならその音が出る区間をいけ直す。大体が側溝自体も古くなってるという場合もございますので、結局物自体を更新しないといけないということになると数十万単位でかかるということもございますので、一つ一つやっていくわけですけども、なかなかそういうことで早く間に合わないことがございま

すので、そこら辺は勘弁していただきたいなというふうなところもございます。

ただ、先ほど町長答弁の中でもありましたけども、やっぱり穴があいてしまって車が、言ってみればはまるとか、そういうことのほうをやっぱり優先しますので、答弁にもありましたけども、やっぱり騒音とかという部分については少し待っていただく格好になるかもしれません。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長から答弁がありました。そういう点は認めますけども、しかしですね、実際そこに脇に住んでおられる方は、もう何かノイローゼになりそうだとというような声を聞くわけなんです。ですから応急的な処置をとってあげるということが、全国でありました。今もあるかどうかはわかりませんが、よその県ですぐやる課というのがあって、そういうぐあいにやっぱりすぐ対処するというのを、姿勢をとるべきだと思うんです。

そこで聞くんですけども、4つ目に上げておりました行政内部の手順、いわゆる稟議書ですね、このことから聞くんですけども、課長の判断でできるというのは金額的なものは決まってるんでしょうか、どうなんでしょうか。その点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。お尋ねの件でございますけども、課長の決裁は50万円までが決裁権でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今わかりました。課長の決裁の権限は50万円までということなんです。私はこれをどこを優先にするか、順位をつけるのかというものをあると思うんですけども、先ほど課長の答弁であったんですけども、道路に穴があいてって非常に車をはまるとか、そういうのはやっぱり速やかにかかると思うんですけども、しかし、そういう分についてはどうなんでしょうか。優先的にやらなければいけないんですけども、50万円の範囲ということになれば、これは1件なんでしょうか。それとも年間の総額が50万円ということなんでしょうか。改めてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。ただいまお答えしましたのは工事、修繕が主な対象となっている決裁の金額でございますが、議員お尋ねの件については1件でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1件について50万円ということです。そうしますと、かなり大がかりとは言いませんが、素人の私から見てもかなりのことができるんじゃないかなというぐあいに思うわけなんです。ですから、やはりみんなが出し合った税金、それから、国から来る交付金なんかを有効に使うと、住民の要望に応じていくということ。先ほど言いましたけども、各年度の収支のを見ると1億は上回った黒字なんですね。そういうことにやっぱり使っていただくことを強く申し述べるものなんです。要求しますのでよろしくお願いします。

それから、未解決の分で年数が9年たっても未解決のものがあるということなんですね。これは町長の最初の答弁では、いわゆる8月に出されて、それで10月で締めて、8月に受けて10月にまとめるということ。国道、いわゆる町の負担以外のところについては、次の年度に県のほう、あるいは国のほうへ出すんだということなんですね。それであれば、私は9年たっても未解決であったとは、これ何が原因だったのでしょうか。そのことをお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。町長の答弁にもありましたが、例えば町道を新設してほしいという御要望が以前ございました。実際に担当課、建設課でございますが、事業にかかろうと思って、当然用地交渉しなくちゃいけないんですが、土地の所有者さんは用地は提供しないということで、これはかなり長いこと担当課のほうも用地交渉を重ねましたけども、いよいよ最終的にだめで、今ちょっと事業中止ではなくて、課長の言葉をかりればちょっと休止しておるということでございます。

それから、新設ではございませんけども、同じく町道の拡幅を、その要望をされている集落がございました。ここも先ほどと同様でございますが、実際事業に着手しようとして具体的に用地の提供を受けなければ道路も拡幅できませんので、集落のほうに御相談に行きましたところ、地権者の方が用地は提供しないと言われました。こういうものが、これも今休止の状態ということで現在に至っております。

それから、このような事例とは若干異なるんですが、先ほど町長答弁にもございましたように、河川のしゅんせつというのものも、法勝寺川に流れ込みます支流と申しましょうか、一級河川でございますけども、土砂の堆積が非常にふえておりまして、しゅんせつの要望も各所から出ておりますが、いかんせんその管理をします県の担当課のほうの予算も限られておりますので、なかなかその順番が回ってこないということで長きにわたっておるといようなことでございますが、年次的にやってはもらってるんですが、待っていただく時間がどうしても長くなるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど専門員から答弁がありました。いわゆる非常に長年にわたっての未解決であるというのは、いわゆる土地買収ですね。これについてがなかなか合意ができなかったということなんですけども、それ以外については速やかに、速やかというのですか、そんなに年数がかからなくても解決できたというぐあいに理解していいのか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。全てが解決して、それ以外は100%ですということはとても申し上げれるものではございません。中には、とても困難でございますので、現状で御理解くださいということを担当課が回答したのものもあるように私も記憶しております。具体的な案件については、ちょっと今詳細に記憶しておりませんが、100パーではございませんけども速やかにお答えするよというということで、それから中には、その年度には無理でも継続要望としてちゃんと次の年度、またその次の年度に継続して課題を持ち越しながら解決していくものもございまして、その辺は申し添えておきます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あと時間がわずかですので集落要望、これ最後に一つとします。町民の声を聞きますと、役所は一体何のためにあるだということなんです。やはり集落要望がたくさんあります。私も見ました。24年度までの分ね、たくさんあります。やっぱり一つ一つできるものから片づけていくというぐあいにぜひやっていただきたい。決して行政側がサボってるといぐあいに私は受けとめませんが、全力を挙げて、これまで以上に改善、改良には応えていくという姿勢をぜひ努めていただきたいということを申し述べておきます。

最後に農業の問題ですが、先ほど秦議員のほうから非常に細にわたって出されましたので、私のほうで申し述べたいことは、いわゆる半額になりますね、減反の補助金が。これが、ただ逆に言えば、飼料米としてのことは普及するような、いわゆる8万円から10万5,000円でしたか、上げるということですから、これでということなんです。ただ、私は先ほど町長の答弁でもあったんですけども、この新しいことと言えば大規模、いわゆる集約化を80%、それからコストが40%下がるという状況なんです。そこでそのために飼料米を上げるということなんです。しかし、私は日本の農業というのは家族型農業でずっとここまで来たわけなんです。やめる方があるかもしれませんが、しかし町長も中央の方と懇談したときに、ここ南部町は非常に田んぼの段差というのがある、そういう中で大規模拡大というのは非常に大変な問題なんだと。し

かも、なめても大きな面積にすれば水の管理なんか大変だということを申し伝えたいということで、非常に私もこのことはインパクトのあることだと思うんです。そこで、それとはまた別にTPPがこういうことを言ってます。政府はことしじゅうに決着をしたいということを言ってます。5品目はこれは維持するというんですけども、しかし、仮にそれを維持したとしても、やればどうなんでしょうか。今のこの農業の実態からすれば意欲を失われるということなんです。特に飼料米をつくったとしても、1点聞くんですけども、いわゆる畜産、それから養豚、この状態がどうなんでしょうか。全国的に言ってもこれが加工、生産農家が低くなってるということなんですけども、南部町の実態はどうなんでしょうか。課長、数は要りません。傾向が上ってるのか下がってるのか、それだけでよろしいです。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 南部町の現状ということでございますが、乳牛については今2軒、飼育のほうをしていらっしゃる。和牛については18軒ということでございますが、過去の飼育農家の戸数から見ますと、推移から見ますと、やっぱり減少傾向でございます。しかしながら頭数といたしましては、それぞれ農家が頑張っておられますので、過去の水準を保った現状で推移をしているというふうに認識をいたしております。

このたびの12月議会の予算、補正予算の中にもお願いをいたしておりますけれども、鳥取県の畜産の共進会にもこのたび出品をされていらっしゃいます。軒数的には少なくなっておるわけですが、頭数あるいは質といいますか、そういったそれぞれの畜産農家につきましては、非常に現状も頑張っているという状況でございます。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長には突発的なことを言って、大変びっくりされた中でも答弁をいただきありがとうございます。私はなぜこういうことを聞いたかと言いますと、軒数が2軒と18軒ということなんですけども、頭数の問題がどうなのかということは別として、全国的に言うとも減る傾向にあるということなんです、頭数が。そうすると、さらにTPPで輸入、もちろん5品目守ったとしても関税が入ってきますから、それについて外国との太刀打ちということになると、当然経営が苦しくなるということは予測されます。飼料が、そうすると、頭数が減るとことは飼料が落ちてくるということなんです。恐らく5品目の中に、いわゆる外国からの飼料も、これは例外だと思っておりますので入ってくると思っております。そうすればますます価格破壊ということで現状が苦しくなると思っております。

それから米を守ると言うんですけども、米を守っても、いわゆる安い米なら安い米を買おうと

というのが今の状況じゃないでしょうか。もちろん品質保証したものを食べたいという気持ちはあるんですけども、食品については何とかして安いほうで食いつなごうという傾向が強いと思うんです。そうすると、5品目は守っても、やはりこのTPPの影響というのが、農産物に対しては非常に大きな打撃であると思います。私は最後に、時間がもうわずかですが、町長に一貫してやはりTPPには物申すという姿勢であったと思いますし、先ほど、東京のほうへ行かれたときに懇談された中でも、町長はTPPに対して、これに対する考えは強いものを持っておられると思います。強いというのは反対ですよ、拒否する姿勢は強いと思います。そこでいよいよもう12月で決着したいという、こういうせっぱ詰まった状況ですので、坂本町長、全国の町村会には当然入っておられるんですが、町単独でも、私はこういうことをやられたら困るんだと、地域の農業を破壊されてしまうという、そういう強い決意でぜひ声を上げていただきたいんですが、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。全国町村会が終わった後に、各県選出国會議員の先生方に、決議をして、ほやほやの決議ですけれども、その熱気が冷めないうちに皆さんと一緒に回って、このような決議をしたという中にTPPの問題をはっきり入れております。TPPはこの農業に限らず、非関税障壁と言われているような、先ほど申しあげましたような医療の問題だとか、保険の問題だとか、こういう問題も議論されておまして、なかなかそのまた議論がベールに包まれておってわかりにくいということがあって、わからんということはおかえてまた余計不安になるということで、非常に危惧をいたしております。特に農業については、先ほど申しあげたとおりなんですけれども、医療なんかも西伯病院がありますから、混合診療だとか、あるいは自由診療だとか、そういうものがどんどん垣根を低くして自由に入ってくるようになると、なかなかこの今の医療保険制度、国民皆保険制度の中でやっている我が国の医療制度がどのようになっていくのかと、そしてまたその結果として、西伯病院の経営などはどのようになっていくのかというようなことが、随分心配なわけでありまして。そういうことから、私はTPPは非常に懸念をいたしております、この農業の問題に限らずいろんな分野で懸念を直接お伝えして、またそれは懸念には及ばないなら及ばないということをお願いいたしたいけんというように思っております。住民の皆さんにも、できるだけそういう情報をお伝えしながら、この問題についての対応をしてまいりたいというように考えているところです。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あとわずかな時間です。私は、今回の一般質問の中で取り上げた

内容です。学校給食費の無料化、そしてまた集落要望についての取り組み、このことについて申し述べたのは根底には何があるかと言いますと、いわゆる町の財源の中を、やはり町民が喜ばれるような、そういう歓迎するようなお金の使い方、もちろん赤字よりも黒字のほうがいいんですけども、決算で金額を残されるのもいいんですけども、数億、2億とか何か超えるような、残されることも必要でしょうが、しかし町民がせっかくこの町に住んでよかったなという、そういうお金の使い方をぜひやってほしいなということを最後に申し述べまして、私の質問は終わります。町長、答弁よろしいです。 (笑声) 以上です。 (「する気はないと思うけど」と呼ぶ者あり)

○町長(坂本 昭文君) 言わせてもらいましょうか。

○議員(12番 亀尾 共三君) いや、結構です。

○議長(青砥日出夫君) 12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長(青砥日出夫君) ここで昼休憩にしたいと思います。再開は1時半から。

午後0時17分休憩

午後1時30分再開

○議長(青砥日出夫君) 再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

13番、真壁容子君の質問を許します。

○議員(13番 真壁 容子君) ただいまより、2点にわたって一般質問をいたします。

まず1点目、地域振興区制度を問います。地域振興区制度については、さきの9月議会で一般質問の答弁で、町長はいい時期に点検をして事業活動の面、財務の面、いろんな面でもっといい方法があれば、その方向に修正していくということで受けとめたいと、活動内容の点検についての必要性を認めてきました。地域振興区制度については、平成19年3月議会で南部町地域振興区の設置等に関する条例を制定し施行されてきました。今回の質問は、ここにある目的の第1条、この条例は、町に暮らす住民が、みずからが暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民とともに魅力あるまちづくりを行う場として設置する南部町地域振興区が、この目的から見てどうであったのか。そして第2条に掲げる町の責務。町は町民が主体的に地域活動を行い、かつ町民とともに魅力あるまちづくりを行う場である地域振興区に対し、そこに参加する町民が主体的に活動で

きるよう積極的な施策を講じるとともに、必要な支援を行うものとする。この2点から見てどうであったのかということ町長に問うていきたいと考えています。

条例設置後6年を経過してきました。条例で区域を定め、それを統括する組織の長に町非常勤特別職を配置し、活動費のほとんどが公費で運営する。条例で定めた住民組織が、住民が主体性を発揮し得る場になるか甚だ疑問だということは何回も指摘したところです。これまでの取り組みが条例の目的にうたう、自立性を高め、魅力ある地域づくり、まちづくりにつながっているのかを検証し、本来のまちづくりはどうあるべきか、このことが町長の意見の中でお聞きできたらと考えています。

その点から質問として、まず1点目には、町の委託事業が交付金の約3割を占めている。この効果をどのように評価しているかお聞きします。

2点目、交付金の中で55%を占めている事務局員の日常業務について問います。この事務局員というのは、いわゆる特交措置の集落支援員のことです。

3点目、集落支援の具体的な活動はどのようになっているのかをお聞きします。

4点目、社会教育主事養成事業への振興協議会からの派遣実績はどのようなのでしょうか。

次、じげの道づくり事業の取り組み状況を問います。同じく、地域奨励作物支援の取り組み状況について問います。指定管理施設の管理状況も問います。これまでの活動が地域活性化に向けての取り組みをどのように評価しているのか、町の意見をお聞きしたいと思います。

第2点目、複合施設の建設についての計画を問います。さきの議会の委員会の中では、法勝寺地域に町公民館さいはく分館の建てかえ構想をめぐり、周辺一帯の施設を統合して、統合施設建設の年度内の計画策定を進めているということが明らかになってきました。議会のほうもそれを前提に視察の計画を立てています。住民サービスの向上、福祉の増進に向けて、住民が利用する施設の整備は町の仕事であり重要な課題だと考えるのですが、先に複合施設ありきの感が否めません。町民からは、これまでも施設建設に多額の費用を使ってきた町のあり方に疑問の声も多く出ています。現時点での取り組みを住民に明らかにすることを求めて質問いたします。

複合施設建設構想はどこまで進んでいるのでしょうか。建てかえ対象の施設とその理由をお聞きします。

2点目、複合施設とする理由、規模、費用、財源について、町長は担当部局にどのような指示をなさっているのでしょうか。お聞きいたします。

3点目、住民の使う施設ですが、住民の声をどのように反映させ、これから建設に当たろうとしているのかお聞きします。そして住民の声を聞く場を設けることを求めます。

4点目、建設事業においては、地元業者の参入できる取り組みを考えるべきだということ指摘し、そのことについてもお聞きいたします。

以上、ここからの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしております。

最初に、地域振興区制度についてであります。町の委託事業が交付金の3割占めておるが、その効果をどう評価しているのかということでございます。平成19年に地域振興協議会が発足しました際に、それまで町が実施していた事業のうち、地域に密着した活動であり地域振興協議会で実施していただくほうがより効果的であると考え、振興協議会にお願いした事業が3つあります。それは行政文書の配布と地区公民館事業、そして敬老会の開催です。これら事業に要する費用は振興協議会発足時に新たに発生したのではなくて、以前から町で予算化して個別に支出していましたものを、振興協議会の発足後、振興協議会交付金の中に振りかえたものであります。これらにかかる費用の総額は1,511万5,000円で、交付金総額の28.6%です。

さて、それら地域振興協議会にお願いした事業の効果ということでございますが、まず、行政文書の配布事業であります。行政文書の配布につきましては月に2回、各協議会でエリア内の集落区長様へお届けしていただいております。その際、文書を配布する正副会長や事務局員はエリア内の生活環境などの様子を確認したり、集落の皆さんと会話をしたりして、地域の状況把握に努めており、協議会に行政文書の配布をお願いしたことで安心安全な地域づくりに一定の効果があつたと感じております。

地区公民館事業におきましては、各種スポーツや芸能、文化の大会などが以前にも増して活発になっていると感じております。加えて、地域振興協議会の中で公民館活動を行うことになったため、防犯、防災、地域特産品開発、御近所福祉など、地域で暮らしていく上で必要不可欠な活動が横断的に展開できるようになりました。

また、敬老会におきましては、地域振興協議会の実情に応じて、協議会単位で実施されているところもあれば、集落単位で実施されているところもあります。これらはいずれも旧町単位で大人数の皆さんに一堂に参加していただいていた時代に比べて、地元単位での開催となり参加者の皆さんが参加しやすくなったことや、お世話する側が集落や協議会の皆さんですので、親しみやすくなったことなどのメリットがあります。私もそのような敬老会に毎年お招きいただき、人生の諸先輩に対する感謝の気持ちとあわせて心温まるひとときを過ごさせていただいております。

次に、事務局員の日常業務、集落支援員の具体的な活動ということでございます。本町地域振

興協議会の事務局員は、国がいうところの集落支援員の趣旨に沿った活動をしているということから一緒にお答えいたします。事務局員の人件費につきましては、国の集落支援員制度によりその全額を特別交付税措置をしていただいておりますので、町の負担はございません。平成24年度決算の金額で申しますと、7つの地域振興協議会の交付金の総額は5,293万1,000円、そのうち事務局員の人件費は2,904万3,000円、交付金に占める割合は54.9%です。事務局員、つまり集落支援員の日常業務並びに日常的な活動について御説明する前に、国が規定する集落というものの考え方について御説明しておきたいと思っております。

近年、南部町を初め、全国各地で住民主体の自治組織が誕生するに伴い、総務省からも集落対策を講ずる際の基本単位としては、地域の実情に応じ施策を実施、検討する場合に、最もふさわしい基本的な地域単位を柔軟に設定して差し支えないことと、地域単位の設定の例といたしまして、1つ、いわゆる集落などから。2つ、行政区、町内、大字、字。3、地域協議会、地域振興会などの組織。4、小学校区など最も適切な地域単位を対象とすることが適切である旨の通知が参っております。このことから集落支援とは、本町の各地域振興区をエリアとした防災、コミュニティの活性化、農林業などの産業振興、環境保全、地域福祉などの活動そのものであるということをお理解いただけると存じます。地域振興協議会の事務局員は、これら協議会を構成する集落の実情把握のほか、総務企画部、生涯学習部、地域づくり部、ふれあい部の活動支援、経理に係る業務などを通じて協議会を支えていただいております。私どもは集落支援といいますと、ともすれば活動の前面に出る人に目が向きがちですが、この後方支援という仕事も、例えますれば車の両輪の一つであり、地域の活動を担う上で重要な役割を担っていただいていると考えております。

次に、社会教育主事講習への派遣実績についてでございます。社会教育主事講習は、以前は東京の社会教育研究施設、もしくは県外の指定された大学でしか受講することができませんでしたが、平成21年度からは東京での講習をリアルタイムに映し出すモニターを活用して、県内でも受講できるようになりました。これを機に、本町では教育委員会事務局職員とともに地域振興協議会職員の方にも、その業務内容に鑑み受講の奨励を行ってまいりました。派遣実績としましては、昨年度までの3年間で事務局職員2名、地域振興協議会職員1名が受講しております。地域振興協議会からの派遣が難しい最大の理由は、会場が県内中部地区とはいえ講習期間が38日間という長期にわたる研修であること、しかも講習開催時期が年度末の1月下旬から2月下旬にかけてでありまして、職員の方々がそれだけの期間、事務局を離れることが極めて難しいという実情があるようであります。しかしながら、地域振興協議会の取り組みを進める上で、その

推進役を担う職員の皆さんが、社会教育や生涯学習の基本的な考え方を学ぶことや各種事業に取り組むノウハウを習得することは、当該協議会の所期の目的であるみんなの力で地域づくりを進めるために、極めて重要な学びであると思います。当該社会教育主事講習は、複数年度にわたる分割受講も可能と伺っておりますので、お忙しいとは思いますが引き続き計画的な受講をお願いしてまいりたいと考えております。またあわせて、現在、教育委員会事務局には長年社会教育に携わってきた教育長や人権・社会教育室長、県教育委員会事務局家庭・地域教育課に籍のあった福田課長もおられ、いずれも社会教育主事資格をお持ちでありますので、県が実施します当該講習の一部、研修受講も、課の制度を上手に活用しながら南部町版戦略的地域づくり推進者研修会のようなものを企画していただくようにお話ししているところでございます。

次に、じげの道づくり事業でございます。じげの道づくり事業は地域振興協議会が創意工夫を凝らし、振興区内の道路を自分たちで整備し、快適に通行ができ、地域の特色ある道づくりや地域の未来像の創造などの新たな需要に対応し、地域の活性化を町と協働する計画を支援することを目的として平成22年に制度をつくりました。現在までの状況は、平成22年度5地区、462万円。平成23年度2地区、171万円。平成24年度2地区、116万円の取り組みを行っていただきました。例えば、町道では大回りでは不便なため、排水路沿いの用地を歩行ができるようにコンクリート舗装とガードパイプの設置を行った地区や、未舗装のため毎年路面整備が大変だった生活関連道路を舗装して、管理作業の軽減ができ安全な通行を確保した路線など、地域の特性に合った道路整備を自分たちの力で行っていただき、地域力のアップにつなげていただいていると思っています。しかし、取り組んでいただく振興協議会がまだ少なく、今年度は4月の振興協議会連絡会で改めてじげの道づくり事業について説明し、1協議会1事業の取り組みをお願いしました。その成果でしょうか、今年度は10月末現在3地区から交付申請があり、事業を実施していただきました。さらに、協議会から相談をいただいたり町から提案した事業が4地区あり、関係協議会と実施に向けた検討を行っております。事業は各集落で主体的に取り組んでいただくこととなりますが、集落の戸数が少なかったり、高齢化が進んでいる集落でも事業に取り組めるよう振興協議会で、現場で作業を行っていただく人や重機を運転できる人材確保や、事業計画の作成などの支援に取り組んでいただいて、名実ともに目的として掲げました振興協議会としての取り組みになり、実施件数がふえることを期待しております。

次に、地域奨励作物支援事業の取り組み状況でございます。この地域奨励作物支援事業は、個人及び団体が田んぼや畑の農地を活用し、それぞれの地域の特色を生かした米、野菜、果実や山菜などの育成及び販売に対して、地域振興協議会がこれを奨励作物に承認して、その経費の一部

を町が地域振興協議会を介して支援する事業です。取り組み状況を申し上げますと、南さいはく地域振興協議会においては、ウド、ユズを奨励作物として、栽培やこれを生かした加工品の生産、販売に対して支援しているほか、地域で採取できる山菜を活用した加工特産品の販売につきましても支援しています。特にウドに力を入れられて、栽培はもとより、ことし5月には南さいはくの自然を楽しむつどいの中でウドの食味会を催し、てんぷらや煮物、酢の物やきんぴらなど、いろいろなウド料理を振る舞われ、100人を超える来場の皆様に喜んでいただきました。中でも、昨年から試行錯誤して開発されたウドようかんは、ほかにないウドの香りと食感を味わえる加工品となっており、地域の皆様に親しまれております。そのほか、あいみ富有の里振興協議会では、地域内で生産された米をほたる米と銘打って販売支援を行っておられます。また、法勝寺地区地域振興協議会では、遊休農地、転作水田にマコモタケを栽培される支援をされ、地域の特産品となっております。さらに、あいみ手間山地域振興協議会では、みんなで支え合う中山間地域づくり事業を活用されまして、古事記編さん1300年を記念に古事記に由来する赤猪岩神社に隣接する圃場に、地域の農事組合法人寺内農場と協同で古代米の栽培生産を手がけておられます。ことしは栽培面積もふやし、赤猪岩神社前売店で販売されており、南部町を訪れられる町外のお客様にも好評をいただいていると伺っております。南部町の各地域で、それぞれの地域振興協議会を主軸として地域の活性化の取り組みが実践されております。それぞれの地域にお住まいの皆様の中で、うちらちの特徴は何だろうか、特産品になるものはあるだろうか、田んぼが荒れなくなるためにどうしようかなど、地域の誇るべきところや課題を再確認し、自分たちの考えと思いを募らせて新たな特産品開発や諸課題解決策を見出して、地域の活性化に取り組んでおられます。振興協議会が実施する事業を支援することで地域における事業が広範囲で推進が可能となり、集団的な産地化を目指す取り組みとなるよう期待するところであります。

次に、指定管理施設の管理状況でございます。この件につきましては、町施設を地域振興協議会に指定管理していただいたことで、管理に要する経費は指定管理を行う以前の町が直接管理していた時代と比較して全体的に安くなっている旨のお話は、本年9月議会でも申し上げたとおりです。あわせて協議会の事務所が当該施設またはその付近にあることから、協議会関係者の皆さんが日常的に点検しやすく、町が管理していたときと比べると故障や破損の箇所が早期に発見でき、修繕費も安価に抑えられるようになったと感じております。また日常的な管理作業は会長や職員が行うばかりではなくて、例えば草刈り作業なども地域の皆様に御協力をいただき、地元にある施設を自分たちのものとしてかわいがっていただいております。

次に、地域活性化に向けての取り組みをどう評価するかということでもあります。地域のさまざ

まな課題解決は単一の集落で自己完結できないものが多くあります。例えば、青パトによる地域内の安全パトロール、各種のスポーツ大会の開催、地域が一体となった高齢者の見守り活動、マコモタケや山菜、木炭、古代米などの農林産物を活用した地域特産品の開発、収穫祭や文化祭などのイベント開催など、私たちの暮らしの中に地域振興協議会の活動が大きくかかわっており、そのことが暮らしの安全や地域の住み心地の向上につながってきていると考えております。加えて、それらの事業は住民の皆様から成る各部の部員さんや集落の皆さんの力を結集して成立しているところです。これらのことは都度、協議会の広報紙やホームページ、町報、各種マスコミなどで広く広報されておりますことは町民の皆様が御承知のとおりであります。そして何よりも、これからの活動は会長さん一人の発案ではなくて、区長さん、各部の部長、部員さん、集落の皆さんが意見を出し合い、解決の方策を考え、集落づくり計画、地域づくり計画にその夢とビジョンを盛り込み、地域の皆さんの力を結集して取り組まれております。地域振興協議会が発足しまして今日までに、南部町の地域振興協議会について北海道から九州まで延べ15の市町村が視察に来ていただきました。あわせて最近では全国町村会の全国紙の特集に取り上げられたこと、また国内遠隔地の自治体から振興協議会についての講演依頼があったことなどを考えますと、南部町は自治組織の活動において全国的に注目されているところだと確信しております。そして、これらのことはひとえに町民の皆様の御努力によるものと考えて感謝の念を強くいたしております。

次に、複合施設建設についてでございます。まず、複合施設建設構想はどこまで進んでいるか、建てかえ対象の施設やその理由を問うということでございます。現在までの進捗状況につきましては、昨日の杉谷議員さんの御質問にお答えさせていただいておりますので、御理解ください。

建てかえ対象施設につきましては、町公民館さいはく分館であります。昭和48年に建設されてから既に40年が経過し、施設全体の老朽化はもとより雨漏り対策に苦心する現状でございます。屋根の防水工事を初めとする対策工事も十分な効果には至らず、急な狭い階段やトイレ、調理室などの設備面でのふぐあいも多数生じておりまして、社会教育の拠点施設として抜本的な対策が必要であると認識しております。

次に、複合施設とする理由、規模、費用、財源についてどう考えているかということですが、複合施設を想定していることにつきましては、昨年12月議会において同僚議員さんの御質問にお答えしておりますが、改めて申し上げます。先ほどお答えしましたさいはく分館に加え、平成元年に建設された法勝寺図書館につきましても、近年スペース的に必要なサービスに取り組みなかったり、施設の有効利用の工夫も限度にきており、利用者のニーズに十分応え切れない現状にあると承知しております。こうした現状を踏まえ、これからの社会教育、生涯学習

を展望するとともに、将来の地域や町の姿を重ね合わせる中で、社会教育の拠点施設としての側面と、地域づくりやまちづくりに取り組むコミュニティの拠点施設としての側面とをあわせ持つ複合的な学びの中核施設を整備する必要があるのではないかと考えております。また現在、両館を児童生徒が放課後に多く利用していることから、児童館的機能を持たせることも必要ではないかと考えております。なお、全国的な流れ、傾向につきましては、昨日、杉谷議員さんにお答えしたとおりであります。施設の規模や費用、財源につきましては、財政状況の推移をよく見きわめながら、引き続き具体的に検討してまいりたいと思います。

次に、住民の声をどのように反映させようとしているのかと、声を聞く場を設けることを求めるという御指摘であります。施設の整備計画を進めていく過程で、住民の皆様の声をお伺いすることは当然のことと認識しております。このたび社会教育委員協議会を中心に施設機能を御検討いただいたわけですが、ある意味このものを一つのたたき台として、さらに広く皆様の御意見や御意向を伺ってまいりたいと考えております。

最後に、建設事業において地元業者の参入できる取り組みを進めることを求めるということがあります。お答えしてまいりましたように、まだ御指摘の点について具体的にお答えする段階にはございませんけれども、当然配慮すべく努めてまいります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地域振興区制度についてです。まず1点目の、町の委託事業が交付金の約3割を占めているけれども、その効果についてどのように考えているのかという点についていえば、3つの点ですね。行政文書配布、地区公民館、敬老会、それをそれぞれが有効に機能しているという答弁でしたが、私がお聞きしたいのは、一括交付金が5,293万1,000円、平成24年度決算ベースです。事務局人件費がそのうち2,904万、いわゆる54%が人件費に上がっています。それをよけた後の45%、その中の45%の半分以上の28.4%が町の委託事業1,510万。地域振興区制度というのは、住民がここで町民が生き生きと活動できる住民の自治組織としてつくっていいんじゃないかといって、町長が肝いりでつくられた制度だと思うんですけども、少なくともお金の流れで見ると限りでは、人件費をのけた活動費の半分以上が町の委託費で賄われてるってことは、町の仕事をしてもらっている組織だというふうに言えません。6年にわたって、地域振興区制度ができてきて住民の中にも一定定着したっていう感はあると思うんです。その中で町長がおっしゃるように、先ほどの地域の、何ていうのかな、活性化のためにいろんな特産物をつくっていいこうとか、見回りとか、一定の成果はあると思うんです、住民が頑張っていますから。しかし、この場で今、検証しなくてはならないのが、本当に地域

振興区制度が、町がお金をかけてしてるんだけれども、住民の自治を育むにふさわしいやり方であったのだろうか。ともすれば、町の仕事を下請させるような場所になっていたのではないかという、この検討が要ると思いませんか、町長。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。町長がまた後で答弁あるかもしれませんが、まことに僭越ですが、私のほうから先に申し上げたいと思います。

物の考え方の違いでございましょうか。先ほど議員は町の仕事というふうに捉えておっしゃいましたけど、私はこれは地域の仕事というふうに捉えております。そして、町長答弁にもありましたが、行政文書の配布、これも地域振興協議会というものがあればのことですけども、その中で行政がどういうアクションを、県も含めてなんですけども、どういうアクションをとろうとしてるのかというのは、これ協議会が文書っていうのを事前に御相談、御案内もしますんで、そこでしっかり捉えておられます。また、地区の公民館の事業につきましても、これは今参加なさる皆さんが自分たちの地域の行事という認識で参加していただいておりますし、それから、敬老会でございますけども、これは実は、以前は町がやっておりました。私もそのことはよく存じております。ただ、これが地域で行われるようになりまして、参加される皆さんはもとよりでございますけども、お世話をなさる皆さん、私もあと10何年か20年ぐらいたらお世話にならにやいけませんので、いろんなところへ行って御協力したりもさせてもらったりしますけども、自分たちの敬老会、地域の行事として捉えていただいでやっておられますんで、議員おっしゃるように行政の仕事ということでは決して、私は今そういうふうになっていない、地域の仕事を協議会がなさってるというふうに考えておる次第でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地域の仕事であるならば、どうして町の委託事業になるんですか。町が全額お金出していいのか。9月議会で、そもそもそこをお答えになった自体から矛盾を感じてるんですよ、私も。9月議会であなた方が堂々と、町の仕事に28%金出してらんだって言ったから聞いているんですよ。委託事業っていうのは町の仕事でしょう。こういう論したくありません。これは、議員が間違った考えじゃなくて、そちらのほうが間違ってるんですよ。町の仕事だからお金を出して委託事業と言ってるんじゃないですか。町長、総務課長、どうですか。こんな論議はしたくない。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞いてません。先ほど、総務課長に聞いてます。

○地域振興専門員（長尾 健治君） また後で答弁があると思いますけども、私どもはこれを、あっ、地域振興専門員、長尾健治でございます。御指名ではないというのは今お伺いしましたんですけども、今、議員が御指摘になった3つの事業でございますが、これは非常に公益性があること、そして、地域の仕事ということで、それからもう一つ申し上げますと、地域にその原資はございません。ここはやっぱり行政がバックアップしていかないけん。条例にもその支援をするということがしっかり書いてございますので、そのように考えております。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁じゃないのよ。中身のことを聞いていないのよ。そういうのを町の仕事って言うんでしょ。委託事業って言ったじゃない。方便は聞きたくないわ。ちゃんと答えてください。（発言する者あり）そんな答弁。総務課長、どうなのよ。そんなこと言えますか、あなた方が委託事業と言ったから聞いているんですよ。委託事業って、町の仕事委託するから委託事業と言うんでしょ。（「最初からそう言わんと」と呼ぶ者あり）そんなことだめだわ。論議にならないじゃない。建設的な論議したいんです、こっちは。そんなこと言わないで。

○町長（坂本 昭文君） 議長さんも、町長の答弁を補足するために説明員としてちょっと上がっていただいておりますので、専門員が答えたことでいいのではないかと私は思います。自分の聞きたいことに直接気に入らない答弁だった……。

○議員（13番 真壁 容子君） 気に入らないなんか言ってない。そんなこと言っていない。委託事業っていうのは町の事業じゃないかと聞いている。そのことについての答弁ですよ。それはないでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 真壁委員、いきましょう。（「進行」と呼ぶ者あり）続行しましょう。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（青砥日出夫君） 真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 町の事業だから委託事業としてお金を払って、町長、笑っててでしょう、あなたもわかってらっしゃる、だから、言ってるんですよ。だから、あなた方がこれを使ってきたのは、一般財源をいかに使っていないかということで出してきたから、委託事業って言ってきたんです。私も9月議会のときに、ここまではっきり町の仕事って言うんだなあと認識したから聞いているんですよ。あなた方がそういうふうにお答えになっている。明らかに、地域振興協議会に出しているお金の人件費以外の5割以上が、町の仕事をするためのお金を出しているんです。ということは、財源で見るとは、半分以上が町の仕事をしていく協議会になっているという指摘をしておきますね。

それで、次の質問です。次に、そしたら、集落支援員というの、あなた方は特交が出ている

から町のお金は出ていませんよと言いました。その集落支援員について聞きます。先ほど集落支援員の日常の仕事はどうかということをお聞きしましたら、全然聞いてもない、日常業務について聞いてるんだけど、集落支援員というのはいかに特交のいってる集落支援員に合ってるかということしか言っていないんですよ。それならお聞きしますが、集落支援員を選ぶ根拠に総務省はどういう方を選べとかということ、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に対してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、こういうふうに書いてありますが、そこまでの説明してください。集落対策の推進に関して、ノウハウ、知見を有した人材、これはどこでそんなふう判断なさいましたか。それと、地方自治体からの委嘱をしているのか。その2点についてお伺いします。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。本町、南部町におきましては、集落支援員は各地域振興協議会で、この方なら地域のお仕事ができるというふうに変換していただいた方、これをもって集落支援員の任命をしております。

2点目の御質問ですが、集落支援員の辞令は町のほうからそのお方に交付しております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 集落支援員は、各集落から知見とノウハウがあるというふうに変換していただいた方を町が任命しているということですか。そしたら、地方自治体からの委嘱という点について説明してください。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。地方自治体からの委嘱についての説明ということですが、これはそのままございまして、委嘱状を町のほうから交付しておるということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町のほうから委嘱していれば、その集落支援員の採用条件、採用年数等については誰が決めているんですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。採用条件、採用年数については誰が決めておるかということですが、これは委嘱状には採用年数1年というふうに書いております。採用条件については、先ほど申し上げましたが、各地域振興協議会のほうで選

抜をしていただいております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 採用年数については1年というふうに決めているというのですが、それは町が決めて、委嘱状っていうのはそうですね、普通。ところが、地域振興協議会では、地域振興協議会が採用した形態とっています。そこでは、採用者と、採用する側とされる側とそれぞれが契約しているはずですが、それつかんでいますか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。各地域振興協議会では、雇用条件通知書により協議会との雇用の契約を行っておられるというふうに承知しております。あわせて、それは毎年行っておるというふうに承知しております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今度は総務課長にお聞きいたします。町が委嘱を出す職員の採用する年度とか条件等が、町以外に決めることはできるのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。委嘱については、その内容についてこういう人がいて、その人を委嘱するということでございますので、今、集落支援の話でございますが、振興協議会のほうから推薦していただいた方を集落支援員として町がその期間、内容について委嘱をしたということでございます。雇用条件について直接に雇用されてますのは、振興協議会のほうが雇用契約やってされてるわけでございますけども、その中の、それを集落支援員としてこちらのほうがその期間お願いするというものでございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） だとすれば、担当課のほうで、この委嘱して町がお金を出している集落支援員の雇用条件と雇用計画を、町がつかんでおく必要があると思いませんか。議長、各振興協議会の集落支援員の雇用の契約等について、町から提出してもらうことを求めていると思います。なぜならば、1年間といいます、1年間とっていない場合、雇用の定めがないのが当たり前ですから、特別交付税の措置がなくなった段階でも、雇用条件が発生すれば地域振興協議会が採用するということが起こってきます。そういうことも承知しているのかという点も確認したいので、それを出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしますね。

次、私は、振興協議会で仕事なさってる方や協力なさってる方々から、町の仕事が結構入ってくるんだというふうにお聞きしてるんですよ。振興協議会ってのは決して町の仕事の下請ではあ

りませんよね。そういうところから、どうしてそういうことが起こってくるのかなというところも見ていく中で、決算の中で一つ感じた点です。社会教育主事養成事業への振興協議会での派遣実績。平成24年度は振興協議会からゼロでした。聞いたら30数時間も、無理な話ですよ。それが保障していけない。こういうところから見たら、非常に無理があるのではないかと。本来、社会教育主事を養成っていうのは、町の社会教育の独自の事業ではないかと思うんですが、これを振興協議会に委ねるやり方ではなく、今のやり方ですね、振興協議会からではなく、それを本来、町の仕事として位置づけていくためにはやはり地区公民館制度等のことが必要ではないかと思うんですが、教育委員会関係、これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。このたびといひましようか、県内で社会教育主事講習の受講ができるようになって、地域振興協議会のほうからの御参加をお願いをしたというのは、町長の答弁にもございましたように、地域振興協議会の職員の業務として参考になるといひましようか、必要なさまざまな情報があるからというぐあいに理解をしているからでございます。社会教育主事講習につきましては、このものを受講して、受講が終わりましたから社会教育主事ということではなくて、受講を終了することと、それから社会教育主事を発令をするということとはまた別のものであります。したがって、地域振興協議会の皆さん方に御案内をさしあげているのは、皆さん方の業務の参考になるっていうか、力になるんだろうというぐあいに考えているからでございます。事務局のほうからも、これは派遣をしておりますが、これはまさに本町における社会教育主事を養成をしたいということの観点から派遣をいたしているものでございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません。社会教育主事の養成を振興協議会に派遣を依頼しているというときに、今までの例ではどのような方々が参加してきてるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） どのような方という御質問ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） うん。うん。

○教育長（永江多輝夫君） 地域振興協議会の職員さんがお一人、これまで御参加をされたということであります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そこですよ。今まで、町長、振興協議会の職員っていうのは、

防災コーディネーター、次は集落支援員。集落支援員は兼務したら全額特別交付税措置ができなくなっています。そういう方々にも社会教育主事として、30何日を使って行ってこれってのを今までやっと思ったわけですか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。該当の社会教育主事講習受けていただいた方は、平成21年度でありました。年度後半に講習を受けていただきました。その方は防災コーディネーターの職にはない方でした。それから、当時まだ南部町のほうは、私の記憶でございますが、集落支援員の制度をその方に辞令も交付しておりません。ただ、地域振興協議会の事務局員ということでございましたので、御本人の御了解もありましたので講習に行っていたというふうに記憶しております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 個人の責任ではない。これ町の責任やから聞いてるんですよ。地域振興協議会の職員というのは、今まで町の職員が行くか、防災コーディネーターが行くか、集落支援員で、あと特別なお金出したことないはずですよ、そうですね。ありませんよ。あと会長か副会長以外ないんですよ。なぜかという、町はそういう意味では、私と意見が違いますけれども、工夫して全額職員が公費で出るように取り組んできたんですよ。だから、防災コーディネーターとか集落支援員とか、私から見たら非常に無理をさせている。そういう名前をつけていただいた職員たちが、本当にその立場で住民に責任を負って働いてるかというところで、本当に町として私は気の毒なやり方させてるなと思うんですけどもね。そうではありませんよ。もしあるんだったら教えてください。今までそんな予算認めたことありません。あなた方が防災コーディネーターだ、集落支援員だと言う一方で、教育委員会ではその方々に社会教育主事として30何日間行けと言うてるんですよ。まさしく、こういうことは本来、町がやらなくてはならないことをそういうふうにして、1年契約とかそういうふうな不安定な雇用の中で町の仕事を押しつけているのではないのですか。町長、どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。地域振興協議会を結成したときに、会長や副会長はわかるわけですけども、やっぱり手足となって働いてくれる事務局職員が必要であるということとあります。その事務局職員を当初、町の職員も行きのお手伝いもしたりしていたわけですけども、徐々に定年退職とかいうようなことで職員削減の中で、地域で採用していただくと。その人たちに町のほうから人件費は面倒見でお世話になってきたという過去の経過でございます。

町のほうとしては、国や県からの支援がせつかくあるのに、これを使わない手はないわけであり
ます。あるのに使わなかったら一般財源を持っていかんといけんということでもありますから、こ
れは大方の議員の皆様方の御理解をいただけるのではないかと、このように思っております。い
わゆる防災コーディネーターであったり、あるいは集落支援員であったり、国がそういう方向に
支援をしようということでもありますから、当然そこに乗っていくのが町長の財政運営上の務め
であります。今、その設置要綱だとかいろんなことで矛盾点と思われるようなところをいろいろ問
いていただいておりますけれども、そういう立場ではなくて、もうちょっと町の財政全般か
ら見ていただいて、南部町は国や県の制度をうまく利用して、町の財政負担ができるだけ少ない
中でこの集落支援を果たしているというようにお考えいただけませんか。

それから、社会教育主事の問題なんですけれども、公民館活動というものを進めていく上で、
社会教育主事の資格を持っておられれば、より専門性が高くていいのではないかといいことであ
りまして、そういう資格取得のチャンスがあれば積極的に資格取得もしていただいて、地域の皆
様方に御貢献いただくようなお仕事をさせていただいたほうがいいのではないかと、こういうこと
でありまして、私はちょっと何が論点になっているのか、はっきり言ってようわかりません。一
つ一つ上げれば、光と影の部分があって矛盾するところもあるかもわかりませんが、トータ
ルで見て、私は、今回の集落支援員の制度にしても、委嘱状出すとかなんとかっていろいろお
っしゃいますけども、去年まではなかった。そういうこと何だいなしでした。ことしの3月の終
わりになってから急に、どこの調子かわかりませんが、委嘱状出してやれというようなこ
とに急に通知が来て変わったわけですが、国の思いというのはやっぱり南部町が行ってい
るような地域活性化の策をどんどんやってほしいと。そういうことをした場合には国はちゃんと
見とって、支援をしましょうということですから、余りその手続のことについてこっちも詳しく
は承知はしておりませんが、そういう政策の先頭といえましょうか、先を歩いていたので後ろか
ら風で送ってもらっておるといっていい認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は町長と意見が違ってらるんですよ。集落支援は町の集落を維持
したりとか、そこに住む人たちの安全を守ってしていくことは町の仕事だと思っている。防災コ
ーディネーターや集落支援員という名前で、町が本来しなくてはならない仕事をこのような不安
定な身分の方々に押しつけているのが今の町のあり方じゃないかというふうに思っているわけな
んですよ。それで、聞いています。その辺で論点、合わせていただきましたか。

もう一つ言えば、町長は9月議会にこういうふうに答えているんですよ。合併後、60名近く

の職員を減らしてきた。1人500万って計算してますから、約3億のお金削ってきてるんですよ。そのお金が、60名削ったのでせめてこのうちの2人分ぐらいの1,000万ぐらいは集落支援に回してもいいのではないかと行って、会長、副会長の報酬上げたと、こういうふうに言っていますよね。私はそれを聞いてて思ったのは、この60数名の、確かに合併してよその町よりも多かったかもしれませんが、本来、町の公務員として住民の生活や安全、福祉を守るためにいる職員たちが削られた中で、町の仕事はどこに流れていってるんだろうと考えたときに、これは地域振興協議会をつくって、そこに受け皿として持っていったというのを、町長、否めない事実だと思うんですよ。それが、振興区設置条例で住民の自治をする場所だといっても非常に無理がある。今回の内容でもわかって、9月議会でもう一つわかったことは、委員会で聞き取りをしていましたら、振興協議会に指定管理をしている施設の経費が下がった、この理由は何かというと、その施設の人件費を会長、副会長、職員に担ってもらうのだと、こういうふうに説明されたんですよ。であるならば、予算を見てたら、予算の人件費以外の半分以上が町の委託事業であり、指定管理の減らされたお金がその振興協議会の職員や会長、副会長の指定管理をすることであれば、大半が町の仕事してくるのに終わってしまうと思いませんか。そういう中で、予算のない中で、地域振興やれ、地区公民館の仕事をやれって言われたら、私は、そういう意味でいえば、振興協議会が住民の期待に応えられるような住民の活性化のもとになっていくというのは、どだい無理があるのではないかとこのことを言っているのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町の職員をどんどん削減してということですが、ちょっと言っておきたいと思えますけれども、私は、やめるのをやめてほしいと、もうちょっと頑張してほしいと行って、ずっと言ってきました。ほとんどのお方が……。

○議員（13番 真壁 容子君） 個人のこと、言ってないの、そんな。

○町長（坂本 昭文君） いや、いや、そういうことですから、誤解がないように。早目だけどもめさせてほしいということ言ってこられた。まだ頑張してほしいということを書いてきたわけですが、そういうことで基本的に削減になっております。この職員2名程度の人件費を地域に還元しても罰は当たらんのではないかとこのことをいつか申し上げたと思います。これが会長、副会長の報酬ということになっているというように思います。

それから、町の仕事はどこ行ったのかということでもありますけれども、私の気持ちとしては、町の仕事を押しつけているというような気持ちはございません。ございませんけれども、真壁議員から見れば押しつけているというぐあいに見えるんだなあと思っておりますけれども、押しつ

けているという気はないわけですが、この少ない職員で、新たな課題というようなものが出てまいります。例えば、先般起きたゲリラ豪雨だとか、あるいは鳥インフルエンザだとか、いろんな新たな課題が、口蹄疫だとか、どんどん出てきます。こういう新たな課題にどのように対応していくのかということでありまして。それから、もう一つは、高度な課題。例えば、原子力防災というような問題も今、対応しなければいけないわけでありまして。こういう役場の仕事は、黙っておればどんどんどんどん広がっていくわけでありまして。これに全部職員を配置して対応することはできないわけでありまして。これは一々申しませんが、御理解いただけるのではないかと考えておりますが、したがって、従来の地域でできるような仕事、課題については、地域でやっていただいたほうがより効果も上がるのではないかと考えております。役場が、あなたのおっしゃるように全部仕切って公務員を配置してやりなさいというようなことでは、町のマネジメントがうまく回らんやになるということでありまして。したがって、町の仕事でお世話にならないうちには、はっきりとお金を払って委託料をお願いして、交付金の中に入れて込んでお願いしております。それから、防犯というようなことも、本来は町がやるべきかも知りません。青パトでも買って職員を雇って防犯パトロールすべきかも知りませんが、これは例えば、自分たちの子供たちや、あるいは果樹園を泥棒が入る、そういうものをパトロールするというようなことも兼ねてやっておられる。非常にそういう意味では、これは地域の仕事でもある。ですから、余りこれは役場の仕事だ、これは地域の仕事だということではなくて、そういう仕分けの仕方ではなくて、地域がやったほうがより効果が上がる、それから、自分たちもやる気ができる、そういうことでありまして。結果が、先ほどもいろいろ申し上げましたように、さまざまな成果が上がり、そして、その活動を、知事さん初め、警察、あるいは防犯協議会、さまざまな諸団体などから表彰も受けておられる。その活動を見たくて全国からたくさん視察にも来ておられるというようなことですから、私としてはそういうことに答えが、先ほどの真壁議員に対しての答えとしては、そういうことを考えていただければ御理解いただけるのではないかなというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 振興協議会や振興区制度がよかったかどうかというのは、よそから視察に来た数とかで決まるのではなくて、住民がどのように満足し、住民がどのようにそのことを認めているか、そこで判断するのが町だと思っておりますよ。振興区設置制度については、私だけが町の押しつけて言ってるんじゃないかと、住民が言ってるんですよ、根拠があります。なぜならば、ちょっと言いにくいですが、町の職員、皆さんそこに座ってる方々はきちんと給

料をいただいて公務員として仕事をなさっているわけですよ。私たちも、議員も報酬いただいていますけどね。多くの地域振興協議会が支えてる方々は無報酬でやっているんですよ。そこへどんどん仕事に来るから、町は一体何してるんだ、振興協議会は町の仕事の下請じゃないだろうかという声が上がってるということなんですよ。このことについても、私は、町長が効果が上がっているというのであれば、ぜひ振興協議会等を通じて住民の皆さんにアンケートをとられたらいいと思うんですよ。町がこのようにお金を使って今までやってきたけれども、この振興区制度のいい面と問題点ですね、課題があるのであればどうかということをしかりと、私は視察の数ではなくって、住民の声がどこにあるのかということをつかむことに町は努力すべきだと思うんです。それで、具体的にこの点でいえば、3つの点出させていただきました。

一つで言えば、じげの道づくり交付金。これはやっぱりよく読んだら町道とか、本来、町が管理しなくてはならないところを振興協議会が仕事してること、無理があると思うんですよ。私が、このような仕事は本来大きな町でもない町がしっかりと仕事として位置づけ、これを地元の業者に出していくこと、このほうがよっぽど地域の雇用や経済にとって役に立つ。この点について、どうか。

2つ目。地域奨励作物支援事業。個人や団体がどうして振興協議会の認定を受けなければ特産物になるような運動ができないのか、これもおかしいです。言えば、振興協議会ではなくって、地域奨励作物や奨励するには何がいいのかということ、産業課と物すごく相談して、地域振興協議会を窓口にするというようなやり方ではなく、本来の奨励作物のあり方にどんな支援がいいのかということをも根本から考えるべきではないか。

3つ目の社会教育総務事業費の社会教育主事養成事業については、なるほど振興協議会についても一つの方法かもしれませんが、町が責任を持つというには、やはり地区公民館制度の中でしっかりと社会教育主事として職員として位置づけていくと。このことにお金を使っても、教育のまちづくりと言うのであれば、複合施設に何十億使うことを考えたら、人件費として私は住民にとって非常にいいことだと思うんですよ。

この3点についてお聞きしますが、町長、どうでしょうか。町長ですよ。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾健治でございます。後段についてはまた各担当並びに町長のほうから答弁があると思いますが、職員の名誉と申しますか、のために一言、担当者としてぜひ申し上げたいことがございます。ここに座っております者どもは、者どもはちょっといけませんね、者たちは町外に居住する者は別として、町内に在住する者はその多く

が各地域振興協議会でアフターファイブ並びに土日で活動をしておる者でございます。並びに、一般の職員においても同様でございますので、どうかその点は御承知おき願いたいと思います。あわせまして、先ほどそういう予算は認めたことがないとおっしゃいましたけども、全くおっしゃるとおりでございます。ちょうど議員御不在の時期に社会教育主事講習に行ってもらいましたんで、そこは御承知なかったと思いますと申しております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。じげの道づくり事業のことなんですけども、事業の中には町道も含めておりますけども、町道ばかりでなくて、先ほどの町長答弁の中にもありましたけども、町道だとか大回りになるので、もっと近いところの側溝の横の用地を自分たちの力で舗装して、自分たちの使いべりのいいようにしようというような工夫を地域の皆さんで考えていただいて実行してもらおうというのも一つにありますので、議員が言われるように、町道の下請をしてもらおうというふうにとっていただくと、ちょっと心外かなと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。地域奨励作物支援事業で、なぜ地域振興協議会の認定が必要なのかということでございますが、地域振興協議会を介さずに産業課のほうに地域の特産品は何だろうかと、そういうような御相談があってもいいのではないかというような御意見も今お聞きしました。地域の皆さん方が自分たちの地域を見詰め直して、自分たちの特産品は何だろうかと、そういった会話を振興協議会の中でされたことによって、認定という言葉になるのかどうかわかりませんが、振興協議会が、よし、じゃあこの、仮に南さいはくでいえば、ウドを地域の奨励作物として振興協議会の応援をする形でみんなで頑張っていこうと、そういう形での奨励の作物でございます。個人のアイデアで特産品になるものも少なからずあると思いますが、やはり地域のたくさんの方々の思いとかアイデア、そういったものが結集して特産品になっていく、そういったものも数少なくあるというふうに思っております。そういった形で地域の皆さん方の会話の中から生まれた、そういった奨励品を振興協議会を通して行政も地域を応援していきたいと、そういう意味合いでこの事業を展開をいたしておるところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地域振興区制度については、最後に、集落支援員が、少なくとも町長は町の、総務省とかのことを言いますがもっと柔軟にと言いたいのか知りませんが、本

来、こういう方々しっかりと仕事するためにも、集落支援員が本来こうあるべきだと書いてあるところをどのように仕事してるかということの把握が町民にとっても必要になってきますので、集落支援員がどのように集落に入って、集落計画を立て、いろんな取り組みしたのかということがわかる資料を委員会に提出してくださることを求めます。議長、よろしくお願いします。

それから、先ほど専門員が言われた、私のいないときに地域振興協議会で防災コーディネーター、それから集落支援員以外にも、町職員以外にも採用した例があるそうです。そのことについて、いつの年度かいつまでにどれだけの報酬を出したのかということの提出を求めますので、よろしくお願いします。集落支援員につ……（発言する者あり）それから、私が質問しております。それから、この地域振興区制度については、どうしても大もとにあるものが、町が決めて、条例をつくって、町がお金を出すというのは、やはり住民自治組織とは言えない。ここから来る問題が非常に大きいというふうに指摘せざるを得ません。町長が検討するいい機会だということなのであれば、財政面だけではなく、本来の住民自治組織がどうあるべきかっていうことを考えた場合、この地域振興区設置条例の再検討も含めて、私はする時間と場所が要るのではないかと、いうことを指摘して、次の質問に移ります。

次は、複合施設です。複合施設について言えば、杉谷議員の質問に答えていましたが、当初は公民館と言ってたんですけども、図書館もあわせる。それから、児童館的な機能も欲しい。ここですね。9月議会でわかったのは、この構想をどうも教育委員会のほうで練るよというふうになっているんですか。教育委員会のほうに町長が、構想を練るに当たっては複合施設を考えろだけではないですよ。どういうことを町長が言ったのか。これは議員全員が研修会で学んできたんですよ。町が提案することについてはでき上がったものを求めるのではなく、その構想段階から議会も参加して意見を言えるようにすべきだと。お聞きしますが、町長は教育委員会にどのような構想でやれということをお話ししたのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私の選挙公約に、そういう構想を練ると、構想をつくるということを書いておまして、その具体化を、ものを建てるとは書いておりませんが、構想するということぐあいに書いておりますので、それを所管であります公民館の、もとい、教育委員会のほうにお願いしたわけでありまして。ですから、2階建てにしないとか、どういう機能をつけてほしいとか、そういう具体的なことを言っているわけではございません。拠点となるような社会教育施設、どのようなものであったのかがいいのかというようなことについて教育委員会のほうにお願いしたということでありまして。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町の構想って、そんなんで動くんですか。公民館建てかえするから何にも言わないけれども、何でもいいからやれと。例えば、いつまでに決めなさいとか、規模はどれぐらいとか、そういうことも何にも言わないんですか。言わないの。言わないで、教育委員会が考えているわけですか。ちょっと聞きますけども、すごく正直言って、教育委員会は今年度、町長の指示を受けて構想を練ることに当たり、山口県に視察に出かけていますね。山口県の下関市の生涯学習センター、ここではどのような建物があって、どのような運用なさっていたというふうにつかんでこられましたか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。議員言われましたように、今年度、社会教育委員さん中心に下関のほうのドリームシップっていう施設のほうを視察に行っていたいております。ここは生涯学習プラザの部分と中央図書館が合わさった複合施設という施設のほうに行っていたいております。施設の報告書を見ますと、生涯学習ゾーンにはカフェであったり、あとホールであったり、あとはパソコンルームとか、そういう部分と、図書館ゾーンにつきましては、これ6階建てですか、大きな施設なんですけども、図書館については4階、5階、図書館のほうが入ってるというふう聞いております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） お聞きします。その下関の生涯学習センターはどうも今度議会も視察に行くようなんですけども、ここが全国的に注目されていますのは、いわゆるSPCっていうんですか、統計的工程管理。要するに、つくるときから、設計から運営に至ってまで全て業者と一緒にやる。そうですね。資金も出ている。ドリームシップという会社が引き受けたわけですね。その中でも生涯学習センターやいろんなところの指定管理ともいろいろありまして、全て、いわゆる民間が絡んでいる複合施設なんですよ。それは大きいもの建てれるのは、市のお金だけではなくて、出資しているんですよ。私もPFIとどう違うのかなあと思ったんですけども、どうもずっと最初の段階からかかわってきている、町長。今、聞くのは、町長はどんな構想もないって言うんですけども、この町には財源にも限りがある。まだ保育園の改築問題も出てきている。そうですね。そういう中で、町長の頭の中には一体どのお金を使って、どれぐらいの予算で、今の段階でやったらできるのかということをお持ちだと思っんですよ。それがなければ、ちょっと責任が果たせたと私は言えると思いません。町長は、それと、運営方法です。あなたは保育園の改築も、改築したら民営化だって言ってるんですよ。全国見たら、図書館も、先ほど言

ったように、民営化にしていくところが結構あるんですよ、建てかえて。基本的な町長の考えをお伺いするんですけれども、これから、財源がないと言いながらも、建てかえ構想持たなくては行けない。そうしたら、町長の頭の中では一体どのお金を使って、どのように運営していこうとしているのか。それから、児童館やホールが欲しいって言いよったんですけども、学童保育なんかはどう位置づけていくのかというのを、これは町長にお聞きしますね。町長はどう考えていらっしゃるんですか。町長ですよ。ごめんなさい。お金出んのこっちやから、申しわけないけど、お金出んのこっち。（「なら、町長じゃいけん」と呼ぶ者あり）お金出んのこっちだもん……。

（発言する者あり）こっちがお金出してるんだったら、聞きますよ。お金のこと聞いてるんです。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私の頭の中や胸の中にあるものを求めておられますので、なかなか難しいわけなんですけれども、選挙の公約でそういう施設の構想をしますということを打ち出しております。したがって、これは同僚議員さんなどから、さいはく公民館、雨漏りがして大変だとか、いろいろ御指摘いただいてまいりましたので、そういうことも新しい町政の中では取り組んでいかなければいけないだろうなということで、公約で掲げたわけです、マニフェストに書いた。ただ、建設をするというぐあいに書いておりませんので、余り焦らないでいただきたいというように思います。金は、これは合併特例債だろうなというように思っておりますし、それから、運営の方法なんかについてはまだ全く白紙であります。それから、いつまでにやれというようなことは言っておりません。教育委員会のほうで、望むすばらしい施設を構想してもらいたいということであります。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。済みません。町長の後から答弁するようなことになりました。下関の当該施設に視察をいたしました。その運営形態だとか、そういうことを意識をして視察をしたわけでございます。もちろん町長のマニフェストっていう前提があるんですけれども、公民館、さいはく分館が非常に老朽化をしているというのは、ここ数年の私どもにとって大きな課題であります。できるだけ建物は大事にせないけんということはございますけれども、同時に、そうでないやり方についても当然、私どもとして検討せないけません。同時に、あわせて、図書館のほうも大変頑張ってくれてはいるんですけれども、真壁議員さんも行っていると思いますが、階段の壁を使ったり、入ったらすぐコーナーがあったり、本当に狭い施設で何とか住民の皆さん方に情報発信をしたり、願いに応えようということで一生懸命職員が頑張ってくれています。そういうことをまず土台にして、やはり何か新しいものを考えられな

いかなあ、その中で、昨今のこういうような社会教育にかかわるような施設の現状、方向性、特に社会教育委員さんには機能という形で、どんな役割が住民の皆さん方に今、期待をされているのか、どういう形で近辺の最近の施設で展開がされてるんだらうかいうことを勉強するという観点で、お邪魔をさせていただいたということでございますので、そのように御理解をいただきたいというぐあいに思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 構想も何も財源も決まっていない。何も決まっていない。いつ建てるかもわからないですよと。ただ、構想を仕事として教育委員会に、構想を練ると言って教育委員会は職員も社会教育委員も一緒に視察に行ったと、ですね。あなたどう言おうが、町の公費で動いてるんです、こうして。構想を練ること、動いています。そこで、提案ですけども、町長、住民の声を聞いてまちづくりを進めたい。構想段階から住民を参加して、どのような建物が一番使いやすくて、住民に求められているのか、社会教育委員だけではなくて、この時期にもう議会で明らかになっていますから、法勝寺の公民館を建てかえるに当たり、どのような建物が住民に望まれているかということ住民に広く聞いて、継続的に声が聞けるような委員会等を立ち上げるべきだと思うがどうでしょうかという点が1点と、もう1点は、とはいえ、今まで住民が多く心配しているのは、大きな建物を建てて維持管理費が倍にもなってくる問題。西伯病院や伯耆の国のゆうらくのことを上げています。つくる側として今後考えたら、維持管理費も相当気を使わなければならないわけですよ。そういうことも含めて、町の財源や今後の見通しも住民に明らかにして、住民の声を聞く場を持つべきだという点について、どのようにお考えですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住民の皆さんの御意見を伺うということについては、最初の答弁でお答えしたとおりであります。これだけの施設をつくるわけですから、当然さまざまな皆様の御要望に応じて、いろいろな意見を聞いて、それに応えるようなやり方をしたいと思いますが、あなたがさっきおっしゃった病院の問題だとかゆうらくの問題、大きな建物つくって云々ありますが、私の勝手にどんどんこういうものつくってきたわけではありません。全てこれらも住民の皆さんの声を聞いて、検討委員会も病院でもつくって、ああしたがいいのではないかと、こうしたいのではないかって、そういう中でできた建物であります。私が設計して一人でやったわけではない。議会にも十分お話をしてお話をいただいて建っておる。それと、住民の意見をどんどんお聞きしますと、きっとあなたのおっしゃるようなことにはならないと思う。大きくなると思います。あの要望も入れよう、この要望も入れよう、児童館も建て、図書館も広げよ

うってというようなことに、きつとなるのではないかというように思います。ですから、さっきおっしゃった財政的な問題や、そうは言っても、南部町ではこの程度のもんだないでしょうかとかというようなことも言わないけれど、今度はブレーキをかけにゃいけないやになるということであり、ます。いずれにしても、いい時期に皆さんの御意見を聞くような場を持ちたいというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 時間がありません。まとめてください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今の総額55億の建物、住民の声が率直に聞けたかという点では、議員も疑問持っています。だからこそ、今回の行政視察も議員からどのような声が上がったかという、今まではつくる段階まで全部町がやってたと、今度はつくる段階から議員が参加したいので今、見に行くのだということを、私の後ろにいる議員の方々が言っていました。何を示しているかという、議員の皆さんは自分たちの声で今までつくってきたとっていないからです。そういうことを考えたら、町長、そういうことを考えたら……（発言する者あり）事実です、そういうことを考えたら、町長、今度の声を聞くというのは、先ほど言ったように、財源も示しながら、住民自治というのは要求するだけやないはずですよ。町をどうつくっていくかと言えば、財源示しながら、うちの町の中ではどのような規模のものがいいのかということを住民として考える、住民を信頼して。声を聞いたら大きくなるっていうのは、私は町長の姿勢じゃないと思います。そういうことを信頼するならば、早期に住民の声を聞く場を継続的に立ち上げて、以前の介護保険のように100人委員会つくったんだけど、途中で埋没してしまうことなくこれを見届け、運営にも参加させていくような住民の声を聞く場所を、町長の責任でとるべきだということを指摘して、質問を終わらせていただきます。（発言する者あり）いや、何も聞いておりません。これは約束です、議長。議長との約束だよ。（「何を」と呼ぶ者あり）

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。住民の意見を聞いてやれという御提言でございまして、真摯に受けとめさせていただきましたが、病院のことをちょっと一つだけ言っておきます。病院は、プロポーザルをしまして、住民の皆さんたくさん来ていただいて、その中で業者選定もしてやっております。したがって、あなたのおっしゃるような、町長が勝手にやったんだというようなことではございませんので、申し上げておきます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君の質問、終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。再開20分。

午後 3 時 0 0 分休憩

午後 3 時 2 0 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、8 番、細田元教君の質問を許します。

8 番、細田元教君。

○議員（8 番 細田 元教君） 8 番、細田でございます。最後のトリでございます。もう執行部の皆さん、議員の皆さん、本当にお疲れさまでした。簡単にまいりますので、もうしばらく 3 0 分ほど御清聴のほどをよろしく願います。

質問項目、ただ 1 点でございます。大枠で子育て支援でございますが、中身については過去にも一般質問いたしました、小学校、中学校ともに耐震の事業で、小学校、中学校、新築同様にきれいになりまして、残ったのが保育園だけになりました。この保育園も皆さん御存じのように、毎年の議会の予算に修理費がたくさん出てまいります。それを何とかしてほしいと。いろいろ言いましたが、過去にも財源の問題で、この保育所問題は、改築費については国が保育所の運営費は交付税措置にした関係で、もう財源がなかなか見当たらないということで、今までになりました。国が今回、消費税の絡みで 7, 0 0 0 億の予算をこの少子化対策に設けました。これについて、我が町の 4 つある保育園、これを契機に私は改築をしていただきたいと思います、本町での保育園の改築計画をお伺いしたい、ただその 1 点なんです。

これに関して、三鴨議員の最初の言葉をぱくるわけじゃありませんけども、過去にもそういう、私が一般質問した結果が来年度予算に反映せびしていただきたいと思いますということと、これは 2 5 年のことしの町政に対する要望事項で、私たち議員が保育園改築の実現に向けて努力されたいということとを議会要望で出しました。回答といたしましては、町内の 4 つの保育園はいずれも築 2 0 年以上経過し、特にすみれ保育園においては築 3 6 年を経過しています。平成 2 4 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援計画を策定し、地理的・社会的条件や教育・保育を提供するための体制を確保することとなっています。平成 2 5 年度におきまして、子ども・子育て支援のニーズ把握を行い、地域住民の要望に合った保育園のあり方を検討し、財源の確保も含め、改築につきましても検討していきたいと考えています、という回答が私たち議会に参りました。その結果、検討した結果が 2 5 年度でありますので、来年度に向けてどのような検討をされたのかも伺い、ぜひとも 4 つの保育園の改築計画をお聞きしたいと、壇上からの質問をさせていただきます。簡単だと思いますので、いい答えがもらえればすぐ終わると思います

し、なかなかであったらまたいろいろと聞きたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。保育園改築計画でございます。現在、町内には4つの公立保育園がありますが、最も古い園舎はすみれ保育園で、昭和51年3月に完成し、ことしで築37年を経過しており、最も新しい保育園が平成2年に完成したつくし保育園で、建築後23年を経過しております。これまで必要に応じて未満児室の増設、部分的な改修、修繕を行い、子育てのニーズにお応えしてきたところでございますが、低年齢児保育のニーズが高まっている状況には町内の保育園で満足に対応できているとは言いがたい現状となっております。また、保育園は保護者の送迎によりますので、大きな道路に近い保育園に入所希望が集中する傾向がありまして、第1希望の園に入らせていただくことができず、第2希望の園に移動していただくことも発生しております。近年、全国的に少子化が深刻な問題となっており、少子化対策事業の実施が求められております。本町でも安心して妊娠、出産をし、負担感が少ない子育てができるよう、子育て世帯を支援していくことが重要となっております。こうしたことから、最も老朽化し、ゼロ歳児保育をしていないすみれ保育園の建てかえにより、未満児の定員をふやすとともに、未就園児の一時保育や保育士による育児相談を実施するなどの機能を有する保育園を新築したいと考えております。保育園は多くの乳幼児が1日の大半を過ごす生活の場であり、災害などの発生の折には地域住民の避難所ともなりますので、住居から離れた場所や被災するおそれのあるような立地であってはならないことを基本といたしまして、幹線道路の近くであること、小学校、中学校との連携がとりやすい場所であることなどを考慮して決定しなければならないと考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ありがとうございます。要は、4つの中で一番古いすみれ保育園を新築すると。それで、場所はまだ聞いてないですけども、防災とか学校とかそういうところで便利のいいところに変えるというように解釈いたしましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。保育園の機能として、やはり避難所とか持っておりますので、その考えをもとに用地とか考えていきたいと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今ここで、まだ決まってないのに場所を云々言えば、後でいろい

ろと土地の値上げ等が問題起きると思いますでお聞きしませんけども、あと残されました3園、一番新しいのが平成2年のつくし保育園で23年経過しております。あと2つ、さくらとひまわりがありますけども、そのあとの3園についてのそういう計画は持っておられますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町内には4つの保育園がございますけれども、これを一度にとということにはならないわけでございます。一応、一番老朽化の進んだすみれ保育園からというぐあいに考えておまして、あとの3園について具体的に今ここで申し上げるような計画はございません。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 来年度予算についてはそういう計画はないというように理解しますが、この少子高齢化の中で、この南部町において4園ってというのはそのまま4園を続けていけるのか、それとも2園、2園合併して2園にされるのか、そのような計画もまだそういうことは一切白紙ということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる園の運営ということ考えたときに、子供の出生数というものが大きなウェートを占めるわけです。子供がおらんのに園ばかり新しいにならんわけでありまして、副町長が申しましたように、四半期に8人程度しかお生まれになっておらんというようなことでいけば、30人ということですから、1年で30人や40人の出生しかないのに、そういうことでは園をどんどん建てかえてというようなことにはならないわけがあります。したがって、今、少子化対策を来年度から本腰入れて取り組もうということで、国も挙げてやっておりますので、町のほうもそういう計画を持っておりますけれども、そういう少子化対策の目標出生数、あるいは合計特殊出生率ですか、そういうものとの整合もないといけんというように思うわけです。したがって、今ここで、あとどうするのかというようなことについてはなかなか答弁がしにくいわけでありまして。そういういろいろなことを考えながら、将来展望に立ってやっていく必要があるというように思います。ただ、その中で私が思っておりますのに、4園というのは将来の子供の数などから考えれば、ちょっと多過ぎるのではないかというように思います。2園か3園ぐらいでできないもんだらうかなということですね。ただ、少子化対策が功を奏してどんどん赤ちゃんが生まれてというようなことになれば、これはまた足りないというようなことにもなるわけですし、そこの辺との兼ね合いがあるなというところなんです。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（８番 細田 元教君） 要は、とりあえずはほんなら来年はすみれ保育園を改築して、あと残った３園についてはその動向、来年はどうも少子化対策にすごい施策をするということで、結果を見なきゃわかりませんが、そういうことであとどうするかということのいうように考えていいですね。ならば、わかりました。ほんならそういうことで、その次を楽しみにしておりますが、このすみれ保育園を新築するていうことの財源についてお聞きしますが、どのような財源構想か教えていただきたい。あれ、建てるには財源が要るじゃん。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 今、考えておりますのは、木の補助金、木材の補助金とかがありますので、そういうものを利用できないかなとも考えておりますし、元気交付金とかが利用できたらなということも考えております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（８番 細田 元教君） ということは、私の一般質問の最初にやりました、国の、例の消費税に伴う子育て支援の7,000億はここにはあんま使わないというように解釈、理解してよろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 県のほうに確認をいたしましたら、子育て応援局のほうですけども、ちょっと該当にならないのかもしれないということがありましたので、元気交付金のほうでも聞いてみてくださいということでしたので、今のところ元気交付金ですが、実際もう確定してきたらそちらのほうでやらせていただくのが一番いいと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（８番 細田 元教君） ということは、そういうところから出るということになれば、完全の町立保育園と解釈してよろしいですね。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） すみれ保育園につきまして、町営で建てたいと思っています。

（「町立」と呼ぶ者あり）町立で。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 戻しといて。訂正しといて。町営じゃない町立。

町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。申しわけございません。町立で建てたいと考えています。（「どう違うの」と呼ぶ者あり）町が建てる。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（８番 細田 元教君） 町立と町営とあるんだって。公設民営、ようありますが。要は、これをこのまま南部町の町立の保育園でこれをやるのか、今みたいな認定保育園のほうに持っていかれるのか。ここが大きなネックになってます。この7,000億を財源とするならば出んだがんね、そういうことはできん。たしか認定保育園とかああいうのしか、幼保一元化にしかこれが、7,000億はたしか使えんやな氣したんですけども、それがないということになれば完全の町立、公設公営か、なんだい舌がもつれるですけど、そのように解釈されるのか、これは将来の展望にも係ると思いますけども、その認識をちょっと教えていただきたい。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。消費税で7,000億円子育て支援に回すんだという事は聞いておりますけれども、具体的に何にどのように使っていくのかということについては、まだつまびらかではないということでありますが、はっきりしていることは、保育所の改築というんでしょうか、建設補助金は一般財源化されまして、いわゆる町立というんでしょうかね、公設のものについては、これはない、補助金がないというぐあいに理解をいたしております。認定こども園というものには補助金が7,000億の中であるだろうと、こういうことであります。民間がやれば補助金はあるというのが、私が今のところ承知している情報なんです。町がやらない、いわゆる民間がやるということになれば、どなたかにその保育園の建設をお願いせにゃいかんと。そこに認定こども園という前提で補助金をいただいたものを交付するというような流れになるのではないかなあというように思っておりますけれども、町内にはそういう団体は今のところないということであります。伯耆の国が指定管理を受けてやっておりますけれども、伯耆の国の構想はもっと大きなものを、やっぱりひとつどんと建ててやりたいという構想があるようでして、私どもの構想とは若干相反するわけであります。今、財源の問題も十分慎重に有利な財源を獲得せんといけんわけですけど、ことしだったでしょうか、竣工しました三朝の保育園が、これ林野庁の補助金をもらって木造の保育所を建てているわけです。私はそこにひとつ注目しております。林野庁の長官にちょっと面識があって直接伺いましたところ、木造で建てていただくなら支援ができるということを書いていただきましたので、できたら林野庁の補助金を活用できんもんだらうかなあというように今考えているわけです。ただ、青写真もないのにそういうこと、話だけでは前に進みませんので、早急にこれを進めて、青写真でも持って交渉に臨みたいというように今、考えているところです。今のところそういう国のさまざまな制度がある、もうだめだと思っておったら林野庁の補助金があったというようなこともあるわけですから、結局、そういうものをもうちょっと精査し、それから、どうせ起債も借りにゃいけんと思います。

合併特例債などの活用も考えなければいけないと思いますし、財源については今ここで、これを使いますということははっきり申し上げられませんが、いましばらく余裕もいただきたいというように思います。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） さっきの話ずっと、林野庁からの話を聞いて、合併特例債からきて、この財源でこれをつくるとなれば、さっきの前の一般質問者の真壁議員が、この町立保育園の今改築についてはもう認定保育園になるでしょうってやなこと、ぱっちんと言われましたけども……（発言する者あり）認定保育園だったかな、認定こども園か、言われました。あれ、わしは聞いてないんだけど、町長はそういうことを誰か公言されたことあるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 公言したことがあかないかわからんですけど、覚えてないわけですが、要は、新しい子ども・子育て支援新制度というのが始まって、ここに幼稚園機能というものも一緒に持たせたほうがいいのではないかと。従来からありましたよ、18年か、スタートしてますけど、これは教育部門と、それから民生部門とが双方が認可する、双方が行きて指導するというようなことで、実際余り機能せんかったと。ところが、今回、新しい子ども・子育て支援法の中で認定こども園というのがはっきり位置づけられて、1つの認可で1つの指導でいいということに変わったわけですから、そういう流れの中で認定こども園という一つの選択肢というものを話ししているわけです。きのうだったか、あっ、杉谷議員さんのお話の中で。そういうぐあいにすると、今、米子のほうの幼稚園に通っておられるお子さんがうちの町で一緒に同級生に、小学校になればなるわけですが、一緒に保育もできるというようなことになるわけですね。それから、例えば、お母様が失職して家におれば保育に欠ける児童ではなくなりますから、退所してもらわなきゃいけないというようなことが実際あるわけですが、認定こども園になれば、そのまま幼稚園の部門で続けているというようなことで継続性も担保されるというようなこともあって、やっぱり新しい制度に乗っていくべきではないかなと私は思っているわけです。そういう思っていることが、言ったというぐあいに伝わったのかな。

○議員（13番 真壁 容子君） 答弁の中で出た。

○町長（坂本 昭文君） あっ、答弁の中で。そういうぐあいに、ほんなら答弁をしたというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） そこで、一応、こうでこうで紛らわしくなっちゃうんですけども、

今回のすみれ保育園は認定保育園に将来、そういうことで国の制度がいくならば、やったほうが、やりたいと。それとも、今までどおり公設公営か、このままの保育園でいくのか、と、こうなんですけれども、この公設公営の今の林野庁の補助金でつくったのが、そういうような認定保育園等に転換とかできますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 話せば、そういうぐあいに次々御質問なさるので、本当は困るわけです。

（発言する者あり）ええ。話さんとまた答弁ならんので本当に困りますが、三朝町がそういう補助金を使って立派な保育園をつくっているということを申し上げた。そして、林野庁の長官と親しくさせていただいて、そういうお話をしたら、木の補助金がありますよということなんです。ですから、それから先はちょっと御勘弁いただきたいと思います。

それと、新しくつくる保育園は、公設公営なのか公設民営なのかということについては、まだはっきりここでどうこう申し上げられませんが、幼保連携型の認定こども園に制度に乗ってしたほうがいいのではないかと今申し上げております。

○議長（青砥日出夫君） 細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これから、そのように考える、まだはっきりはわかってませんと。ならば、一番今有利な財源のその林野庁の分、すみれにいただきましたけども、あと残された3園についても、ぜひともそういう枠があればとっていただきまして、我が町にある2つの小学校、2つの中学校に耐震をいたしましてきれいになりました、新築と一緒に。国や県に言いましたら、保育園については2階建て、3階建てはないので耐震は必要だないかないかというやな意見もいただきましたけども、あれが本当になったらやばいなとは思ってますけど、こういうのを利用いたしまして、ぜひともこれを、あとの話は次の機会にしたいと思います、これは。要は、つくってほしいのは事実なんです。それを利用して、また1つ、来年度はつくと。その次については、それらのまた有利な条件を使いながらつくるということで、ぜひともしていただきたいことを要望いたしまして、簡単でございますけど、私の質問終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、8番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 議案に対する質疑

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

6日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて質疑を行います。

質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第83号、南部町子ども・子育て会議条例の制定について。どっちだった。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。

まず1点目、これは委員会審査だというのですが、本会議の一般質問の中でも関連のあることが出てきて明らかになったことがあるので、町長にお聞きして、委員会での審査に当たりたいと思います。

まず1点目、子ども・子育て会議の条例では、今後、保育施設や保育事業についての利用定員の設定等についても町が決めることとなります。先ほど言っていましたすみれ保育園の改築問題、これについても子ども・子育て支援事業計画に移行してきたら、その規模から市町村が国の参酌基準によって決めることになっていくわけです。すみれ保育園の改築は、この南部町子ども・子育て会議条例を受けて建設していくのかどうかという点をひとつどうしても聞いておかななくてはならないと思うんです。先ほど細田議員の質問の中で、すみれ保育園が来年度にもっていうこと出たんですけども、正直驚いているところですので、その点をお聞きします。その点から見たら、町長が公設公営ははっきり言えないけども、幼保連携型の保育園というのを、要するに公設民営になっちゃうわけですよね、そういう説明してるのかということをお聞きしたいんですよ。これは後で委員会でも審査します。町長が、あなたが言ってるのは、幼保連携型保育所が望ましいというのは、国が進めている、いわゆるもう国は公立保育所のお金を出さんのですよ、私はいいと思わないんですけども。今回、それに乗っていくとすれば、認定型こども園をつくとすれば公設民営になっていくことをお認めになっていいのかという点です。そこですね。ええ。そうじゃないと、今後の運営についてもかかわってきますよね。もし、そうなるのであれば、それは南部町子ども・子育て支援事業計画が建てて、参酌基準と町が基準を決めながらじゃないと施設建設ができないのではないかと思います。その点についてどのようにお考えかという点が1つ。

それと、条例の中身ですが、第2条の2、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。これは初日の質疑でも、この特定地域型とは何かという、同僚議員からの質問がありました。いわゆる小規模保育ですね。施設保育に対して、施設以外のところであるようなママさん保育も含めてが対象になるのではないかというふうに思うのですが、これは条例の中で、地域型保育事業

の利用定員の設定に関しても明記しないといけないことになっているのですが、先ほどの細田議員の質問聞いていて思いましたのは、町長は4つから2つって言ったんですけども、仮にすみれ保育園を改築すれば、あと小規模になることは目に見えていたら、この特定地域型保育事業の利用定員の設定に関するということは、この町内ででもこういう小規模保育事業に移行する可能性があるとしてここに上げるのか、それとも、ただ単に条例整備で上げようとしてるのか、その辺のことについて、町長に意見をお聞きしておきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この子ども・子育て支援の会議条例でございますけれども、これは市町村における子ども・子育て会議の設置ということで、支援法の77条第1項の規定ですね。第2項か。第2項の規定に定めてあって、これはそういう計画とかなんとかが明らかにならんと審議ができんというようなことではございません。そういう子ども・子育て会議を設置してやれというのが、これは法律上義務づけられておるので、これはぜひそういう御理解でお願いしたいというように思います。

それと、はっきり今ここで、この園はこのようにしますとかいうようなことを言えるだけのまだ整理ができておりませんので、よろしく申し上げます。

それから、特定地域型ということで小規模の保育園考えているのではないかということ、そういうことを考えているわけではない。要は、法律に規定のある子ども・子育て会議を条例でつくらにゃいけんというぐあいになっておりますので、これをただ提案をしておるということでございますので、また時期が来れば、当然運営方法なり、あるいは建設の方法なり、御相談は申し上げますけれども、この条例はそういう意味で提案しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。簡明に申し上げます。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。そうでしょうか、町長。子ども・子育て支援事業計画は、条例に保育施設の利用定員の設定に関するところでは、広さとか保育建設の基準が、国の規制緩和によってそれが市町村に委ねられてくるので、市町村でそれを決めてつくりなさいよと言っているんじゃないかと思うんですよ。それで、今、お聞きしたのは、すみれ保育園の建設が来年度にも上がってくるというのであれば、従来どおりの基準ですね。めどから言えば、26年度、27年やからね。27年度以降は市町村に全部委ねられちゃうんですよ。だから、計画が必要なんだ。それまでに建てるということなのかということを、今、お聞きしたんですけども、それはどうなの。ただ、つくるというんじゃなくて、ここで基準決めないと、次以降できなくなっちゃうからつくるわけでしょ。だから、どこの市町村もつくってきてるんですよ。これに見合わせた建

物をつくっていかうとしてるのかどうかということをお聞きしたいということなんです。公設民営について答えられないというのはわかりました。

それともう一つ、ちょっとほっとけないので聞くんですけども、この子ども・子育て会議の条例でつくる事業支援計画というのは、今後の子ども・子育て全てに網羅していきます。もちろん民営化の分も入ってくるんですけども、町長、先ほど伯耆の国がもっと大きなものを考えているというのは、それは子どもの保育施設についてもっと大きなものを考えてるってことなんですか。もし、ここに関連があるのであれば、それをお述べください。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 余りわからんんですけど、山野理事長とお話をしてる中で、そういうお考えだなあということを感じましたので、ちょっと今、私が考えてることとは合わんなということとを申し上げたわけでありませう。

それから、建設の話が一気に今、話題になっておりますけれども、確かに議会の要望もいただき、何とかせんといけんという思いから、三朝保育園の例などもあって、ああいういい保育園ができたらなあという思いで、ぜひ御要望に応えにゃいけんのではないかとということで、今、進んでおります。具体的な、さっきも言いますように、財源などはどのようになるのかということについては、もうちょっと待ってもらわんといけんということでありませう。

それから、運営について、私は公設公営なのか公設民営なのかというようなことについては、まだはっきりわかりませう。公設公営で、三朝のようにちゃんと林野庁の補助金でもつくのか、あるいは公設公営だったらもう林野庁の補助金もつきませうというようなことなら、これはちょっと運営のやり方も考えていかんといけんということもあろうと思ひませう。

それと、さっき言ひました7, 0 0 0億の中身ですよね。本当に認定こども園でも、保育所でもつくるのに手厚い支援制度があるのかどうなのか、そういうことも本当に見きわめていかんと、軽々に、ですというようなことをはっきりここで申し上げられないわけでありませう。私は、皆さんの、議会からの御要望にも応えたいし、それから、実際困っている子供たちや保護者、あるいは保育士などの期待に応えたいという、今、思ひでありますので、余りそこのことがどんどん前に進んでいくと、後で、言ひたことと違ひがなというやなことで、またお叱りを受けるもとなりますので、この辺で御勘弁いただきたいというように思ひませう。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、2条の、2条か、違ひわ、失礼しました。3条の組織について質問しますが、この5項目にわたって組織をする者が書かれておるんですけども、私はこ

の構成をする個人の能力といいますか、学識といいますか、大変重要だと思っております、特に最初、初日に、鳥取大学との連携もしているということで、鳥大の教育学部の教授あたりの協力が実際、得られるのか、そういう見通しがあるのかという点と、それ以外の方々も、ただ子供の保護者っていう資格だけではレベルが違い過ぎて話が、ちょっと失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、予備知識をしっかりと持っていた上で論議を始めるというようなことが必要ではないかと思うんですが、そういう組織の仕方について、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

それから、5条の5にあります、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を求めることができるとなっておりますけれども、これを、任期が2年間ですよ、今回の子育て会議は。その中で、話の進みぐあいにもよりますが、節目節目といいますか、余り期間を置かずに住民に説明する場とか、まとまった問題について別の視点の専門家の意見を聞いてみるというような会議の運営の仕方っていうのが、私は望ましいのではないかと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。今、植田議員のほうから、組織の中で、学識経験者や、一般といってもきちんと学識のある方や、それから一般の方の中でも一定の議論にたえ得る方、またはそういう予備知識をとということではないかと思えます。それは十分に考えていかなくはいけませんけれども、今、原課のほうでも、この前お答えしたように、この先生をといふところまでまだ決めてないという段階でございます。今、言っていただきました御意見は参考にさせていただきながら、今後選考に入りたいというぐあいに思っています。

さらに、任期2年の中で、その進捗について公表したほうがいいではないかということの御意見もありました。この中の議論がどういう展開になるのかということもありますけれども、機会がありましたら、住民の皆さんのまた御意見も聞かなくちゃいけないと思えますので、適宜そういう御意見もまた集約しながら進めたいと思えます。この議論の中であったと思えますけれども、今、アンケートを集約しております。そのアンケートの集約をもちまして、住民の皆さんの御意見ともしていかなくはいけませんけれども、随時、これから結婚なさる方の御意見や、結婚なさってまだ子供がいない方の御意見等もどうやって集約していくのかということも課題になると思えます。多様な方の御意見を聞きながら、いいものにしていこうという気持ちは持っておりますので、御理解ください。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私の要求といえますか、それは一定酌んでいただいたと思います。私は、今回の子ども・子育ての法律が3法はできたことは、根本的には保育の市場化っていう流れの中にあるものだというふうに思ってるんです。そういうところから、それを子供たちが本当にそういう、何ていいますかね、最大の育ちといえますか、最善の育ちができるように、町がつくるこの会議の方向づけが決定的な重要性を持っていると思ってるので、ぜひ会議を、町長はそういう……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員。わかりますけど、質疑をしてください。

○議員（5番 植田 均君） いやいや。

○議長（青砥日出夫君） 何を言ってるのか、よくわかりませんので。いい会にしてほしいという意見だけわかりましたけども、はい。

○議員（5番 植田 均君） はい。町長は会議の結論を受けて、執行者として子供たちに直接責任を持つ立場にもおられるんで、その中に随時意見交換はしていただいて、よい方向になるように頑張っていたいただきたい。そのことについて……。 （発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） はい。はいはい。はい。

議案第84号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第85号、南部町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第86号、公の施設の指定管理者の指定について（両長田ふれあい会館）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町公民館さいはく分館）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この件については、初日の質疑の後、選定委員会の結果の文書を

出していただきました。その中で、選定委員会での意見、南部町公民館さいはく分館、社会教育担当職員の配置を求める、こういうことが指摘されていますが、これは議員の一般質問等でもあった声です、町長。さいはく分館を指定管理するに当たり、社会教育担当職員の配置について、すべきではないかと選定委員会での意見なのですが、どのようにお考えですか。町長です。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○議員（13番 真壁 容子君） そこで言うね。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。委員の意見としてここに書かせていただいておりますが、教育課のほうからも出てると思いますが、公民館のほうの運営にそういう人員が欲しいということがあったために書かせていただいているというものでございます。選定委員のほうもそういう話があれば、そういうのを設置したが活動のためにはいいだろうということで出させてもらってるということでございます。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がどう考えるかという、総務課長じゃなくて。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。職員を置いたほうがいいのか、委員さんの意見があるようでございます。指定管理を受けていただいております法勝寺地域振興協議会の皆さん方のほうからは、随時、運営等々について都合が悪いという部分の問題があった際には、その都度、連絡を受けながら対応をしておるつもりでございます。指定管理を受けていただいております団体の皆さん方のほうに過大な負担にならないように、引き続き配慮をしまいたいというぐあいには思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。（「はい、次」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センター「しあわせ」）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第90号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも選定委員会の結果の2枚目に管理料が出ておりまして、2

3から25年までの南部町高齢者自立訓練センターの指定管理料ゼロですが、26年以降は毎年60万円払うようになっていきます。いわゆる指定管理の方法として、今まで町はお金払わなくて、いわゆる民間に渡したわけですね。そこで営業してもらっているので効率的だということだったんですが、今回、60万のお金をお払いすることになれば、効率的ということとはちょっと逆の方向になってしまうと思うんですが、町長、この指定管理の方法について、どうお考えですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。このたび、高齢者自立訓練センター、老人憩いの家が指定管理料が発生することになった経緯でございますけども、この指定管理はゆうらくと3つセットで伯耆の国のほうへ指定管理を出しておりました。このたび、ゆうらくのほうは伯耆の国のほうに譲渡したということで、この施設が単体でそれぞれ指定管理をするという経過になりましたので、必要経費ですね、使用料収入と、あと修繕費、光熱水費、水道代、あと消防設備などの必要経費の相差分が大体60万ぐらいあるということで、指定管理料の申請額に上がってきております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私、それだったら数字が合わないと思うんですよ。今まで3つの建物が指定管理料を伯耆の国として、指定管理料幾らだったんですか。いわゆる伯耆の国が別になって、その分の指定管理料をここで払うというのはちょっとおかしいと思うんですけども、その説明成り立ちますか。参考までに、3つの施設の指定管理料、今まで幾らだったんですか。何ぼだったんですか。たしか、そんなこんなになかったよね。（「うん」と呼ぶ者あり）違うのかな。

○議長（青砥日出夫君） 個別の数字についてはちょっとわかりかねますんで、委員会で、はいはい、委員会でやりたいと思います。はい。

議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（ことぶき荘）。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これ、ことぶき荘がゆうらくの指定管理だと、要は城山住宅の、昔、ゆうらくが、伯耆の国か、ゆうらくがデイサービスで使っちゃったところですね、が今、城山地区の、たしか集会所等に使ってられるんじゃないかと思えますけども、別にゆうらくが指定管理を今ずっと続ける必要は、僕はないんじゃないかと。それで、地域に、これ出したほうがいいんじゃないかと思えます。それで、今までの指定管理は振興会がそういう公民館を出してあります。ならば、法勝寺振興区に投げてでも、これはそのようにしたほうが、僕はいいんじゃない

かいうやな気がしますけども、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。これは、先日、細田議員の質問でお答えしたとおりでございますけども、現在、老人憩いの家の光熱水費でございますけども、電気代のほうが月額が6,480円かかって、掛け十二月分ということで約7万8,000円ほど。水道代が月額が1,836円の6回分で1万1,000円ほどかかっております。これが、城山区の代表者の方からしたら結構高額だということで、それで、伯耆の国のほうにちょっと電気代がもっと一般の集会所並みに落ちないかというふうに相談しておりまして、ちょっと調査していただきました結果、中国電力のほうに申請してあるのが、施設の受電の中の配電図とかっていう施設のものをつくって出してあるそうなので、それが変更をしないといけないということで、ちょっとそれが簡単にできないというところもあります。（「契約の」と呼ぶ者あり）あと、地域のほうもなかなか簡単には受けれないということも若干伯耆の国さんのほうに言うておられるようなので、できるだけ受けやすいような環境をつくっていきながら交渉をしていきたいというふうには思っております。以上です。（「了解、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部森林総合利用促進施設）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第94号、平成25年度南部町一般会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第95号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第96号、町道路線の認定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 議案第97号、町道路線の変更について。

8番、細田元教君。何、何ぼ。

○議員（8番 細田 元教君） あっ、違っとった。

○議長（青砥日出夫君） 96。

○議員（8番 細田 元教君） 96号だなかったか。

○議長（青砥日出夫君） 96。

○議員（8番 細田 元教君） あっ、97号か96号、どっちでも一緒です。これは絡みますけ

ど、要は、鎌倉線とか、林道ですね、広域林道。今、県の事業でたくさんしとりますが、それができたら町道におりるんですね。その感じでこの町道認定だと思いますけど、担当課でも町長でもいいですけど、これ、確かにいいんですけども、いつも災害のたび、ここの災害復旧の工事が上がりますね。それで、これが林道が本当に活用されておるかといいますと、現場見てますとなかなかされてないと。確かに周りの草刈り、すごいお金を出して草刈っておられます。それで、タヌキやキツネのハイウエー道路になってんじゃないかとか、不法投棄とかの道になりかねませんけども、これを何かいい方法は、町長、考えておられませんでしょうかね。うちげばっか最後に負担がかかるような気してならんですけども。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。この町道認定は、その林道まで町道のほうが行きておりませんで、終点部分を延ばすということで認定変更をお願いしてるわけでございます。林道本体につきましては、先ほど議員が言われましたような負のイメージも少しあるようでございますけども、やっぱりもともとの目標といいますか、目的は、林業の振興ということで、そういう施業する作業をしやすいように林道をつけるというのでございますので、地形的なものとかいろいろございまして、災害等も確かにたくさんことしも発生したようでございますけども、一応まだ行者山林道について町のほうが受けたわけでもございませぬので、もうちょっとそこら辺は後の話ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、上程議案付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

あす11日からは常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。以上、解散いたします。

午後4時20分散会
